

むつ市議会第223回定例会会議録 第2号

議事日程 第2号

平成27年3月6日（金曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【一般質問】

第1 一般質問（市政一般に対する質問）

（1）18番 大 瀧 次 男 議員

（2）12番 齊 藤 孝 昭 議員

（3）2番 横 垣 成 年 議員

（4）13番 濱 田 栄 子 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（25人）

2番	横垣成年	3番	工藤孝夫
4番	佐々木肇	5番	川下八十美
6番	目時睦男	7番	村川壽司
8番	佐賀英生	9番	東健而
10番	石田勝弘	11番	富岡幸夫
12番	斉藤孝昭	13番	濱田栄子
14番	浅利竹二郎	15番	中村正志
16番	半田義秋	17番	村中徹也
18番	大瀧次男	19番	富岡修
20番	佐々木隆徳	21番	上路徳昭
22番	鎌田ちよ子	23番	菊池光弘
24番	岡崎健吾	25番	白井二郎
26番	山本留義		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	宮下宗一郎	副市長	新谷加水
教育長	遠島進	公営企業 管理業者	遠藤雪夫
代監査委員	阿部昇	選挙管理 委員会	畑中政勝
農委員会 委員長	立花順一	総務政策 部	伊藤道郎
財務部長	石野了	民生部長	松尾秀一
民生部 保健福祉 部	猪口和則	保健福祉 部	花山俊春
経済部長	浜田一之	建設部長	鏡谷晃
建設部 技術監	氣田憲彦	下水道 部	酒井嘉政
川内庁 舎長	松本大志	大畑庁 舎長	畑中恒治

協野沢 庁舎所長	白	尾	芳	春	計者務部 理策室 納委 査務査務	鹿	内		徹
選挙管 務員局長	館		健	二	会管総政 監事監事 出務次	竹	山	清	信
農委務 員局長	工	藤	初	男	教育部 長	古	川	俊	子
公局營企 業長	齊	藤	鐘	司	中公川公 大協公 民野館	山	本	伸	一
総政政推 策進	高	橋		聖	務部 策理課	川	西	伸	二
総政副企 策理調	光	野	義	厚	財政推 務進	柳	谷	孝	志
財副財 務課	氏	家		剛	民政推 國課	畑	中	秀	樹
民副環 境政	東		雄	二	生進 保年	二	本	柳	茂
建政推 設進	吉	田		正	濟進 畑理 業建	坂	井		隆
教委事 政推総	寺	島		誠	舎事 設長	室	館	幸	一
総政防 災策	須	藤	勝	広	育会局 事育長	樋	山	政	之
経農振 林興	雪	田	一	彦	部民 少長	二	本	柳	茂
					部興 長				

建設部 都市政策 部長	佐藤節雄	育会局課幹 員務務主	高杉俊郎
務部課幹	中村智郎	務部画課幹	斉藤洋一
務部画課幹	金田貴裕	部境課幹	石橋秀治
部民課幹	加藤昭広	務部課査	栗橋恒平
務部画課幹	新谷智文	部市課査	黒澤幸太郎
育会局校課任事	館村徹	育会局央館査	澤田修一
部産課事	三山純	務部課事	小島勝

事務局職員出席者

事務局長	柳田諭	次長	濱田賢一
総括主幹	佐藤孝一	主幹	小林立睦
主任主査	村口也	主査	山本翼

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（山本留義） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は25人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（山本留義） 本日諸般の報告については、特に申し上げる事項はありません。

○議長（山本留義） 本日の会議は議事日程第2号により議事を進めます。

◎日程第1 一般質問

○議長（山本留義） 日程第1 一般質問を行います。

質問の順序は、抽せんにより大瀧次男議員、斉藤孝昭議員、横垣成年議員、濱田栄子議員、佐々木隆徳議員、菊池光弘議員、石田勝弘議員、工藤孝夫議員、東健而議員、浅利竹二郎議員、鎌田ちよ子議員、佐賀英生議員、中村正志議員、日時睦男議員、白井二郎議員の順となっております。

今日は、大瀧次男議員、斉藤孝昭議員、横垣成年議員、濱田栄子議員の一般質問を行います。

◎大瀧次男議員

○議長（山本留義） まず、大瀧次男議員の登壇を求めます。18番大瀧次男議員。

（18番 大瀧次男議員登壇）

○18番（大瀧次男） おはようございます。きょう

は、春が近いということで、傍聴席、花盛りでございます。

一心クラブ所属の大瀧次男でございます。むつ市議会第223回定例会に当たり、15名の質問者のトップバッターとして一般質問をさせていただきます。

初めに、地域の活性化を切に望み、東通村の原子力発電所の再稼働へ大きな望みを持っておりましたが、いまだよいとも悪いとも結論が出ず、六ヶ所村の再処理施設においても同様の状態が続いております。その影響を受けて、当市に設置されている使用済燃料中間貯蔵施設の供用開始のめども立っていないことは、地域振興を期待し、国策に協力してきた下北住民の期待を損ね、下北地域の活性化も損なっております。

原子力施設に対する結論がいつ出るか、関係市町村にとっては生死にかかわる重大な局面に置かれていると言っても過言ではありません。宮下市長を初め関係市町村長は、回を重ね、国に対し善処を申し入れておりますが、さっぱりと前向きに対応が示されておられません。ただ、ひたすら有事の際の避難計画だけが論議されている状況にあります。

そういう中で、県内8カ所の災害拠点病院に含まれるむつ総合病院に関する記事が2月26日の東奥日報に載っておりましたが、入院病棟が震度6以上の地震によって倒壊、崩壊する危険があるとのことであります。緊急な改築の必要を示されたものと理解をしております。

このほかにもむつ市に関連する喫緊の課題として、総合体育館の建設や、契約期間を迎えるごみ焼却炉の改築など、いずれも多額の費用を要する事業が山積しております。むつ総合病院改築やごみ焼却炉改築については、一部事務組合の事業になりますが、組合加入の町村では、現状のままでの負担金捻出にはかなりの苦勞を負うことになり

ます。そういうことから、原子力施設の安全性を一日も早く確立し、再稼働の実現を望んでいるものであります。

また、大きな事業を行うには、当然起債、すなわち借金を負うことになります。行財政においては借金も財源のうちであり、計画的に背負うことにより、決して財政破綻の原因にはなりません。国が打ち出した地方創生は、細部にわたる具体的な指針は出ていませんが、方針を見れば、むつ市が抱えるさまざまな課題の解決に効果的に活用できると期待をしております。市長におかれましては、勇気ある決断をし、さまざまな課題を解決していただきたいし、大いに期待をしているところであります。

以上の観点に立って、通告順に質問をいたしますので、前向きのご答弁をよろしくお願い申し上げます。

それでは、初めに地方創生による地域づくりについて質問をいたします。間もなく4市町村が合併以来10年を迎えようとしております。合併時には6万7,000人とされた人口は、今では6万1,000人と、10年たたないうちにほぼ6,000人の人口が減少しております。特に旧町村部における減少は大きく、脇野沢地区では1,700人と、中心部の大きな町内会よりも少なくなっております。行政面積は大きくても、集落間の距離が縮まるわけではなく、住民にとってはかえって交通機関を利用するときの距離感が遠くなっているのではないのでしょうか。

もともとむつ市は、下北8市町村の中央に位置し、町村の繁栄によって支えられ、教育、医療の中核をなし、消費地として栄えてきたことを考えると、合併しても大畑、川内、そして脇野沢の繁栄を図っていかなければならないと思っております。

まちづくりには、中心部に公共施設を集約し、

医療や教育施設などを集め、そこへの住民の居住を進めて人口密度を高め、まちの暮らしやすさの向上、中心部の商店などの再活性化や、道路などの公共施設の整備費用や各種自治体の行政サービス費用の節約を図ることを目的としたコンパクトシティを推進している地方都市もありますが、コンパクトシティもまちづくりの構想の一つと思われます。しかし、この構想は当市に当てはまらないのではないかと考えております。あくまでも旧町村部の活性化を出さなければ、むつ市の活性化はならないのではないのでしょうか。

そこでお伺いをいたします。

1点目、むつ市の将来像は企業誘致型か、学園都市型か、コンパクトシティ型か、地場産業の開発型か、あるいはその他の方法によるか。市長は、どのような地域づくりを考えているのか。

2点目、地方創生の計画策定に当たり、基本となる取り組みをどのように考えているのか。

以上、2点についてお伺いをいたします。

次に、田名部まちなか再生事業についてお伺いをいたします。旧田名部駅前を中心として田名部まちなか再生事業が進められております。住民、事業者、地権者などの民間のまちづくりの担い手による地区レベルの都市環境改善を促進し、まちの魅力、活力の維持、向上を目指した地域参加型の持続可能なまちづくりの実現と定着を図ることを目的として、ワークショップを通して地域活性化検討分科会、居住環境検討分科会、公共施設検討分科会、町並みなどを検討する景観検討分科会の4つの分科会を設置、具体的な内容を検討し、結果を踏まえて商業団体や関連住民団体などで構成される田名部まちなか再生協議会に進言をして、協議会では事業者や住民、地権者等の合意形成がなされた実現性の高いものから事業計画作成など具体化を図っていくものであり、事務局はむつ市都市政策課が担っております。

そこで、次の2点についてお伺いをいたします。

1点目、これまでの事業の経過と現状の進捗状況をお伺いいたします。

2点目、民間事業者でつくっている田名部まちづくり会社との連携をどのように考えているのか。

以上、2点をお伺いいたします。

次に、体育館の建設についてお伺いをいたします。既存の市民体育館は、強震に耐えられない構造になっており、使用できなくなって長い期間そのままの状態で放置されております。体育館の東側は、地域の人たちの日常の通路になっており、倒壊を考えると早期に解体すべきと考えますが、多額の経費を要する仕事になると思われま。前市長も現市長も、新体育館の建設には強い意欲を持って臨んでいることは心強い限りであります。これからの体育館は、ただ単に建て直すという感覚では時代に乗りおくれることとなります。

今三沢市では、市民体育館の建設に着手しておりますが、予算総額は四十数億円を見込んでいます。推測すれば、室内での競技のほとんどに対応し、かつ各種大会や合宿所、防災施設も併用した体育館になると伺っております。

これからは県内各地で交流人口の増加を見込める体育関係のイベントの誘致が必然的になります。また、6年後の東京オリンピックに対応して、全国で選手に施設を提供して、本番に備えたトレーニング用として使ってもらって誘致合戦が盛んになっております。むつ市で建設する施設も、当然時代に合った規模のものが要求されるものと思えますが、財政的に厳しい当市では多くの課題が山積し、おいそれと短期的に体育館建設に着手することは難しいのではないかと思います。

そこで、むつ市議会第212回定例会で質問いたしました。当時の体育館が手狭で老朽化していることを考え、それを補完するために克雪ドーム

のさらなる多目的活用を図り、フローリングコートや移動式観客席を整備して2面のバスケットボール、バレーボール等を行えるようにして、各種大会を可能とすべきとの質問をいたしました。ドームの基本的利用方法が異なるという答弁をいただきました。当時は、まだ古い体育館が利用できる状態でした。現在は、当時の状況と大きく異なり、この設備は総合体育館ができた後でも決して無駄になることはありません。当時の経費を積算してみましたが、ほぼ1億5,000万円ぐらいで済むだろうと積算をいたしました。

そこでお伺いをいたします。

1点目、市民総合体育館の建設を予定する年度はいつなのか。

2点目、建設場所はどこを想定しているのか。

3点目、時間がかかるとすれば、克雪ドームの多目的利用を促進し、フローリングや観客席の整備を図るべきと考えますが、その考えがあるかどうか。

以上、3項目7点について壇上からの質問いたします。市長並びに理事者の皆様におかれましては、前向きなご答弁をよろしくお願い申し上げます。

○議長（山本留義） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） おはようございます。大瀧議員のご質問にお答えいたします。

まず、地方創生による地域づくりについてのご質問の1点目、むつ市の将来像は企業誘致型か、学園都市型か、コンパクトシティ型か、地場産業の開発型か、あるいはその他の方向を想定するのか、どのような地域づくりを考えているのかについてであります。むつ市の将来像については、議員からはコンパクトシティはむつ市には当てはまらないのではないかとのご指摘をいただいたところですが、むつ市といたしましては、コンパクト

トシティ構想を軸にまちづくりを進めていきたいと考えております。

このコンパクトシティ構想であります。我々の考えといたしましては、何もこのむつ市全域の中心部を1カ所に絞ろうというようなことを考えているわけではございません。むつ市は、田名部、大湊、そして川内、大畑、脇野沢が合併して生まれた県内でも最大の面積を有する市であり、それぞれの旧町村の地区には拠点となるエリアがあって、さらには集落が複数存在しています。私といたしましては、まずはそれぞれの拠点を大切に、それぞれの拠点ごとにコンパクトなまちづくりを進め、そのうえでそうした拠点を中心に、さらなる外延化を防ぐことが必要であると考えており、これがむつ市のコンパクトシティ構想であります。そのために既に都市計画として都市計画区域内における用途の無指定地域に対し、市街地の外延的拡大の助長や周辺環境が悪化するような施設の立地を制限する特定用途制限地域の指定や、川内、脇野沢地区の庁舎周辺での建築物立地に当たって、良好な住環境や防災上安全な環境を創出することが可能となる準都市計画区域の指定について、むつ市都市計画審議会に意見聴取を実施し、今後指定に向けた手続を進めていくこととして対応させていただいております。

さらには、このコンパクトになった拠点を結ぶ効率のいいネットワークをインフラ整備も含めて行っていくことが必要であろうかと考えております。

こうしたコンパクト・プラス・ネットワークという思想をコンパクトシティとするということは、国土交通省が平成26年7月4日に公表した国土のグランドデザイン2050の中で言及されているところであり、こうした取り組みを先導しているという観点で、昨年11月12日にコンパクトシティのモデル地区としてむつ市が東北地方の中で4自

治体の一つとして選ばれ、現在その国土交通省の調査がむつ市内で行われているところであります。

コンパクトシティが目指す価値は、伝統的には、1つ目に自動車交通に過度に依存しないで歩いて暮らせる都市の構築、2つ目に、都市の魅力を高め、人々が生き生きと暮らせる環境づくりの実現、3つ目に、都市経営コスト削減の実現、4つ目に、排出ガス抑制などによる地球環境に対する負荷の小さな都市の実現など4つの価値があるとされ、そして最近では事前防災の観点からもコンパクトシティを目指すべきだとされています。すなわち拠点がコンパクトにまとまっていれば、いざ大規模災害が起こった際にも、向こう三軒両隣、避難も避難場所も協働の中で対応できる災害に強いまちになるとされています。

そして、我がむつ市の最大の課題である財政問題、先ほどご紹介させていただいた4つの価値の中で、3つ目の都市経営コストの削減に資することではありますが、現在市道の総延長は約460キロメートルのところ、実に5億円から7億円程度毎年除雪で消えていくわけであり、これをコンパクトにできれば財政健全化にも資することになります。

まちづくりは、一朝一夕ではいきませんが、長い時間をかけて、ふれずにこのコンパクトシティというコンセプトでまちづくりを行っていくことがむつ市にとって必要なことであると考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、地方創生計画策定に当たり基本となる取り組みについてであります。昨年12月27日に閣議決定された国のまち・ひと・しごと創生総合戦略は、雇用の創出、地方への人の流れ、結婚、出産、子育て環境の整備、時代に合った地域づくりという4つの基本目標を掲げております。戦略策定に際しては、これら4つの基

本目標をもとに、当市特有の課題を把握しながら、地域性に富んだ戦略を策定していくこととなります。

当市において最も重要なものは、私のこれまでの市政に対する議会答弁等で繰り返し述べてきたところではありますが、現時点では仕事、すなわち雇用であると考えています。

雇用の問題につきましては、就業の機会をふやすことが人口減少等に歯どめをかける有効な手段であり、まずは水産業を初めとした1次産業など、競争力のある産業を伸ばしていくこと、すなわち地域に根差した産業が伸びて、次に企業誘致への取り組みのほか、観光及びエネルギー資源を活用し新たな産業へ結びつけていくことを考えること、少し言い方を変えれば、1次産業が伸びて2次産業を拡大し、結果として3次産業が隆盛する、そういった段階的な成長の姿を示すことが必要であろうかと考えております。

また、旧町村地域の活性化につきましても、各地域において、なりわいとして大きな部分を占め水産業を初めとした1次産業を充実させ、一層魅力あるものに成長させることで若者が故郷へ戻ってくるなど、人の流れを呼び込むことにつながっていくものと思っております。

そのほか弘前大学及び青森中央学院大学との連携を深めるとともに、人口減少及び高齢化を背景に立地適正化計画の策定にも取り組むなど、将来にわたって活力のあるむつ市であり続けるためには、議員がご質問の中でご提示いただいた、いずれのタイプのまちづくりかということではなく、コンパクトシティという概念のもとで地域にふさわしい形を模索していくことが必要であろうかと考えております。

そして、まち・ひと・しごと創生は、国、県、市町村が一体となり、中長期的な視点に立って取り組む必要があることから、これから策定いたし

ます総合戦略には、国及び県の総合戦略を勘案しつつ、地域課題に対する短期、中期の政策目標と具体的な施策を盛り込むとともに、実施した施策や事業の効果を検証していく手法、すなわちPDCAサイクルを前提としつつ、重要業績評価指標を設定するという手法を用いることとされております。

総合戦略は、平成27年度中に策定し、初期の計画期間は平成27年度から平成31年度の5カ年としておりますが、社会情勢のほか、施策や事業の進捗状況等を踏まえ、計画期間中の見直しが必要となってくる場合も想定されます。

この枠組みを推進する体制ではありますが、新年度は地方創生等を事務分掌とする総合戦略課を新設することとしており、去る3月4日に私を本部長とするむつ市まち・ひと・しごと創生本部を立ち上げたところでもあります。今後当市の基本目標等を協議するとともに、戦略の策定方針を全庁に指示していくこととしております。

来年度以降は、この全庁横断的なむつ市まち・ひと・しごと創生本部が全庁的な観点から意思決定、討議を行い、さらに事務局としてさまざまな意見調整、原案作成を総合戦略課が担うこととなります。

また、総合戦略において地方創生の実現に向けて効果的な施策を立案するうえで重要な基礎資料となる人口ビジョンを策定することとなっておりますが、これは当市の人口動向、将来の推計人口、また人口の変化が当市の将来に与える影響を分析するとともに、人口に関して目指すべき将来の方向性を提示するものであります。

対象期間は、国の長期ビジョンの期間である2060年を基本としつつ、地方版総合戦略との関連性を考慮して、2020年時点について記載するとともに、例えば10年ごとなど中間地点での展望について記載することが望まれております。

さらに、戦略には行政以外の幅広い意見を反映させることも必要であると考えられることから、観光や産業、大学や金融機関等で構成する推進組織の設置についても検討し、さらには議会との連携手法についても協議してまいりたいと考えております。

次に、田名部まちなか再生事業についてのご質問にお答えいたします。ご質問の1点目、これまでの事業の経過と現状についてであります。市では人口減少、高齢化社会の到来に対応するため、田名部まちなか地区での居住人口の減少、既存施設の老朽化、空き地、空き家の増大など、都市環境の悪化を改善することが重要と考え、官民連携によるまちづくりによってその取り組みを推進するため、エリアマネジメント支援事業を実施したところであります。

平成23年度では、まちなか再生検討委員会を設置し、街並み景観の改善、公共施設の改善、地域活性化の検討、居住環境の創出の4つの項目について検討したエリアマネジメント活動計画を策定いたしました。平成24年度では、都市再生特別措置法による法定協議会として田名部まちなか再生協議会を設置し、4つの分科会により地域住民、民間企業の方々と官民連携によるまちづくりについて検討を重ねてきたところであります。平成25年6月には、民間事業者である田名部まちづくり株式会社が設立されたことから、4つの検討項目及びまちづくり会社の事業について、官民連携まちづくり計画として田名部まちなか再生協議会において策定したところであります。このように平成23年度から平成25年度でのエリアマネジメント支援事業により、官民連携によるまちづくりへの土台が構築されたものと考えております。

むつ市といたしましても、これまでの取り組みを受け、平成26年度からまちなか居住を推進するため、旧大畑線跡地の先行取得を実施し、田名部

まちなか再生事業に着手したところであり、まちづくり会社においては平成27年度以降の事業について現在検討がなされている状況であります。

ご質問の2点目、民間事業者でつくっている田名部まちづくり株式会社との連携をどのように考えているのかについてであります。この田名部まちなか地区を再生していくうえで、民間事業者である田名部まちづくり株式会社の事業は欠かせないものであると考えております。

これまでもさまざまな連携を図りながら、国の支援策を活用した調査事業等を実施してまいりましたが、今後は都市再生特別措置法に基づき、まちづくり会社を実施する計画を含めた都市再生整備計画を策定するとともに、地域のまちづくりを担う団体として、同法に基づく都市再生推進法人の指定に向けて取り組んでまいります。

まちづくり会社が事業を円滑に進めていくためには、国や関係機関の協力が不可欠であることから、むつ市もこれと協働し、さらに課題、情報等を共有しながら、まちづくりのパートナーとして全面的に支援をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、総合体育館の建設についてのお尋ねであります。今定例会におきましては、平成27年度一般会計予算案において、新体育館の建設に向けた基本構想策定事業費を計上しております。また、新体育館の建設につきましては、施政方針でも申し上げましたとおり、「むつ市成長戦略2015」において重要施策として位置づけており、まずは今年度において基本構想を策定したいと考えております。

ご質問の1点目、建設予定年度についてであります。中長期的な事業との折り合い、ひいては財源の見通しとの調整も大前提とはなるものの、私の思いとしては、東京オリンピック・パラリンピックで日本中がスポーツで沸き立ち、あわせて

青森県民体育大会が下北地域で開催される時期、これをめどに何とか完成の日の目を見たいと考えております。

次に、ご質問の2点目、建設場所の想定についてであります。新体育館の建設用地の確保につきましては、交通アクセスはもとより、建物や構築物がなく、かつ土地の造成などの障害が少なく、さらには財政負担を極力抑えた用地の確保などを考慮する必要があります。したがって、新体育館の規模や駐車場スペースなどの要件により必要な面積なども変動することから、市民の皆様や団体の要望をも踏まえながら、基本構想の策定過程の中で候補地の検討を重ねてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の3点目、建設に時間がかかるのであれば、克雪ドームの多目的利用の促進を図るべきとご質問についてであります。むつ市議会第212回定例会の一般質問においてお答えしているように、しもきた克雪ドームの基本的利用につきましては、あくまでも降雪により冬期の実施が困難となる野球、サッカー、テニス、陸上競技など屋外スポーツに対応する施設としての位置づけを持たせており、各種イベントの開催にも対応できる機能をあわせ持っております。したがって、克雪ドームの多目的利用についてのご提言につきましては、活用方法として一考の余地があるかとは存じますが、フローリングや観客席の整備にかかる費用のみならず、実際の利用に伴う設置及び撤去の時間や労力などを想定いたしますと、現実的には少し困難であろうと考えております。

いずれにいたしましても、体育館につきましては、早期建設に向けてさまざまな角度からきめ細やかな検討を重ねてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 18番。

○18番（大瀧次男） 丁寧なご答弁ありがとうございました。

将来のまちづくりの構想としては、コンパクトシティに進むのだということ、そして産業としては第1次産業を中心に、2次、3次、観光と進めていきたいという答弁でございました。コンパクトシティ、きのう、おとといの夕刊でしたか、ちょっと載っていました。国土交通省では、これをもう積極的に進めていくのだという記事が載っていましたが、確かにコンパクトシティ、その内容を見なければちょっとわかりませんが、私はそれも今盛んに言われているまちづくりの一つだと思っております。

産業のほうなのですが、第1次産業ということでございますけれども、むつ市といえば、ほかへ行って聞くと、「むつ市は何でしょう」と言うと、一番先に、すぐ「恐山」と、全国的に有名でございます。最近では、東北で一番若い市長さんがいるところと、これもだんだん有名になってきておりますけれども、ではもう一つ、むつ市といったときに、イカもあります、ホタテもあります、海峡サーモン、いろいろありますけれども、大間のマグロのような全国的にこれだというもの一つ何か早く見つけて、これに特化してもらえばいいなというふうに考えております。よろしくひとつ、その点はお願いしたいと思います。

次に、4月1日付で総務政策部に総合戦略課を設置するという記事が出ていました。地方創生に関連した総合戦略を策定するというごさいえでも、その総合戦略課の中にはいろいろなスタッフを入れながら策定していくのだということですが、私は合併前の大畑、川内、脇野沢、ここにもやはり長期総合計画、活性案、いろいろあったと思います。合併してからも、その計画案をかなり検討してきたと思いますけれども、ちょうどことは合併して10年、そして地方創生とい

うこの機会に、再度旧町村のそういう長期総合計画、そういう活性化案、それを再度検討してみてもうでしょうか。

旧町村には、観光にしても、物産にしても、磨けば光る宝の山、これがたくさんあると思います。しかし、このまま手をこまねいていると、ますます町村部の人口減少が進み、衰退に拍車がかかることが懸念されますので、よろしくひとつそれもお願いたしたいなと思っております。

そして、そのスタッフの中に旧大畑、川内、脇野沢の分庁舎の職員もひとつ、その総合戦略課の中に参加させてはどうかと、このように思っていますが、市長の再度お考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

まず、ご質問の1点目ですけれども、これまでの旧町村の総合計画を振り返って検証してはどうかということだと思います。当然ながら、新しい施策をつくっていく中では、その過去の政策の検証ということは必要になるというふうに思っています。これまで多くの職員、あるいは議会の皆様の思いがあってその長期総合計画というのではでき上がっているということでもありますから、このまち・ひと・しごと総合戦略、これは将来に向かっての政策になりますけれども、これを実施していくうえで、必要な範囲でこれを見直すというのは私自身は当然のことだというふうに思っています。

それから、ご質問の2点目、この総合戦略課の中での人員配置でありますけれども、これは今人事やっているところであります。この旧町村の職員もということでもありますけれども、今は市役所の中はそういうふうな人事は基本的には行っていないという認識であります。旧町村の職員だからこういう部署に行けとか、そういうことではなく

て、今職員は一体となってこのむつ市を盛り上げるために頑張っているという認識であります。

ただ一方で、つい先日立ち上げました本部のほうでは、これは本部員の中に今の川内、大畑、脇野沢の庁舎の所長は入っているということでもありますので、そういった形で意思決定する中では、しっかりと今の地域の方々の思いが反映できる仕組みになっているというふうに認識しております。

○議長（山本留義） 18番。

○18番（大瀧次男） 旧町村部の分庁舎の所長さんも入るということで、旧町村の活性化なくしてこのむつ市の活性化はありませんので、十分にひとつ検討していただきたいと、このように思います。

次に、石破地方創生担当大臣が、各自治体で自主的な計画を作成するために、要請があれば各省庁の職員を派遣する用意があると、こう発言しておりますが、むつ市としては、その要請をする考えがあるのかどうかお聞きいたします。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

シティマネージャー制度のことだというふうに認識しておりますけれども、少なくとも平成27年度については、これは我々のほうからはお願いはしておりません。ただ、今後この計画、これをもって終わりということではなくて、5年間の計画期間があるというふうに今伺っていますので、その中で必要があればそういった形でお願いすることもあろうかと思っております。

○議長（山本留義） 18番。

○18番（大瀧次男） 5年間の中で要請する機会があるかもしれないということですが、よく言われます、地域を変えるのはよそ者だと、こう言われておりますけれども、地元の人になかなか気がつかないこと、これも外部から来た人の目

によって魅力を引き出すことができるということもよく言われておりますので、十分検討していただければと、このように思います。

次に、田名部まちなか再生事業についてお伺いをいたします。先ほども答弁にありましたが、平成23年度から始まったと思っております。4つの分科会で検討し、田名部まちなか再生協議会に進言し、住民、事業者、地権者と合意して実現性の高いものから事業計画を作成するというようになっておりますが、今まで4つの分科会で検討して、事業計画を作成したのは何件ぐらいあるのか。また、基本計画に合うような町並みにするには、予測で構いませんが、何年ぐらいかかるのか。この2点をお伺いいたします。

○議長（山本留義） 建設部長。

○建設部長（鏡谷 晃） ただいまのご質問について、事業計画はなされたものがあるのかということですが、目下その事業計画策定中でございます。それと、およそ10年をめどに考えております。

○議長（山本留義） 18番。

○18番（大瀧次男） 10年をめどということですが、10年、大変早くできるというふうに思っております。やはり田名部、そして駅前ということになると、むつ下北の、いわば顔になりますので、早目にやはりそういうしっかりとした環境を整えていただければと、このように思います。

次に、田名部まちなか再生事業と関連がありますので、お尋ねしますけれども、平成23年から平成27年度までの5カ年計画でエリアマネジメント事業と同時並行的にたなぶ七福通り商店街活性化事業が総事業費1億円で現在行われております。これまでの事業の成果をどのように評価しているかお尋ねをいたします。

○議長（山本留義） 経済部長。

○経済部長（浜田一之） 田名部駅通り商店街振興組合が行ってきた商店街活性化事業をどのように

評価しているかということにつきましてお答えいたします。

この活性化事業は、田名部駅通り商店街振興組合が事業実施主体となりまして、議員ご発言のとおり、平成23年度から平成27年度までの5カ年で国から事業認定を受けまして実施しているものでございます。

この事業に対して市はむつ市商店街活性化事業費補助金交付要綱に基づいて支援しているところでありまして、事業の負担割合につきましては、国が3分の2、市が15分の4、事業者が15分の1ということになっております。これまでいろんなまちの駅の設置やら商店街の街路灯のLED化、さらにはベンチの設置などのハード事業のほかにイベント等のいろんなソフト事業を実施して商店街の活性化に向けて進んできたわけでございますけれども、この中で空き店舗の活用という部分におきましては、まちの駅七福等が入ったとかというふうなものもありますし、またNPO法人がその空き店舗を活用して事業を行っているというふうなものもございます。

しかし、この空き店舗を活用した事業のほうも新たな操業者が出てくる一方で、事業開始からまたシャッターをおろす店舗が出てきているというふうなことなど、横ばい状態に実はございます。決してこれに満足しているわけでもなく、事業実施主体のほうもさらなる努力が必要であるというふうに認識しておりますが、まちの駅七福の利用という部分においては、平成23年度開始当初は3,000人台で推移しておりますが、平成24年度には1万2,000人台、平成25年度には1万3,000人台と、年を追うごとに増加しておりますので、商店街に一定程度のにぎわいが生まれているものと評価しております。

市長答弁にもありましたように、この地区では田名部まちづくり株式会社の事業、あるいは都市

再生整備計画などの進捗によっては、今後今以上のにぎわいが創出できるものではないかと考えておりますし、期待もしているところでございます。

○議長（山本留義） 18番。

○18番（大瀧次男） ある程度順調に、そして進んでいるように見受けられますけれども、見たところ、はっきり言って、まだそういう軌道に乗っていないのではないかなと、こう思われる部分もあります。現在は補助金をもらって運営しているわけですが、平成28年度から補助金が切れると、運営困難ということも想定されるわけですが、その際に田名部駅通り商店街振興組合とNPO法人むつ下北子育て支援ネットワークひろば、この2カ所だと思うのですが、事業年度の延長の要請があった場合、先ほどの説明で国の補助金が3分の2ですか、その際市としてはどのような対応をとれるのか、事業延長するのかどうかということをお尋ねいたしたいと思えます。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

事業の延長、継続につきましては、田名部駅通り商店街振興組合が国に再申請をしていただいて、これで認定された場合には、市といたしましても、この補助金の交付要綱に基づいて積極的に支援してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 18番。

○18番（大瀧次男） 今までの事業自体が無駄にならないような、ひとつご指導をお願いしたいと、このように思います。

次に、体育館についてお尋ねいたします。先ほどの答弁ですと、市長は東京オリンピックまでに何とかしたいというふうな希望を持っているということでございます。東京オリンピックまでという、あと何年でしょう。5年ということで、この前ミニバスケットボールの子供とちょっと話し

したのですが、市長の新聞を見て、いや、市長がやると言ったから、もう来年でもすぐできるのではないかなと、こう言う子供もありましたけれども、そういう思いで5年以内ということになると非常にスピーディーな話で。

三沢市の場合、平成14年から基本計画を始めたそうです。そして、途中で平成22年に本格的な計画に入ったということで、完成は平成29年ですので、基本計画をしてから14年、そして完成まで7年と、そのぐらい私もかかるのではないかなと、こう思っていましたけれども、5年ぐらいの間でできるということになれば、非常に素晴らしいことだと思っております。

先ほど5年、早いですね、ただもう少しかかれば克雪ドームを何とかしてもらいたいなと、こう思ったのですが、恐らく10年ぐらいかかるかなと思っていたのですが、5年ぐらいの間でできるということですので、そうなると、もう無駄にはならないのですが、1億5,000万円ぐらいかけてのドームの再活用というのはちょっと無駄になるかなと、このような思いがいたしております。

これは最後になりますけれども、今現在青森県にもプロバスケットボールチームがあります。そして、私もアメリカの、プロのバスケットボールの試合を見たことがあります。市長も恐らくニューヨーク在住中には見たことがあるのではないかと、こう思いますが、私たち大人でも、すごくあのプレーに感動します。早く、やはりそういう国際大会、全国大会が開けるような体育館をつくっていただき、青少年に夢と希望と、そして目指すものを見つけてもらいたいなと、このように思います。

一日も早い体育館の建設を再度お願いをして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山本留義） これで、大瀧次男議員の質問を終わります。

ここで、午前11時5分まで暫時休憩いたします。

午前10時52分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎齊藤孝昭議員

○議長（山本留義） 次は、齊藤孝昭議員の登壇を求めます。12番齊藤孝昭議員。

（12番 齊藤孝昭議員登壇）

○12番（齊藤孝昭） おはようございます。むつ市議会第223回定例会に当たり一般質問をさせていただきます。

平成の大合併からことしで10年目を迎えますが、合併を促した政府からは、それに見合う権限や財源など、地方制度を根本的に変える試みはなされなかったように感じています。合併特例債や過疎債などを活用し、地方の多様な問題に対処しようとしても、硬直的な規制に阻まれ、地方自治の自由な試みを抑制する構造は今も続いています。

三位一体の改革でなされたことは、財源の移譲どころか、地方から国への財源の引き揚げでありました。それにより地方自治体の多くは財政難にあえぎ、地方の自立を唱えながら、自立のための財源という手段をそがれることになったように思います。

このたび政府肝いりである地方創生についても、地方自治体の本気度によって国からの支援に強弱が出る可能性を秘めている観が強く、動かなければ衰退の一途をたどるなんということのないようにしなければなりません。逆にむつ市民のために市長並びに行政と議会が全力で働き、先行したモデル自治体となるくらいの勢いを示さなければ

ならないと考え、地方創生についての質問をいたします。

政府は、人口増による地方の創生、つまり活性化を進めるため、まち・ひと・しごと創生法を制定し、地方に対して地方人口ビジョンと地方版総合戦略の策定を求めています。また、これに先立って地域住民生活等緊急支援事業、地方創生型先行事業なるものが補正予算により追加される予定になっています。

この2事業については、議案の質疑により議論させていただきますが、地方版総合戦略について、昨年12月に発表された内閣審議官通知によれば、この戦略の策定に当たり議会と執行部が両輪となって推進することが重要であることから、各地方公共団体においても地方版総合戦略の策定段階や効果検証の段階において十分な審議が行われるようにすることが重要であるとしています。

地方創生により権限や財源が移譲しても、地方はそれらを十分に活用する能力を備えることが極めて重要で、市長並びに職員、さらには議員の力量が成功の鍵を握る、つまり今後のむつ市の存続または成長については我々行政にかかわる者の責任が重大だということになります。そして、地方版総合戦略の対象期間は、2015年から2020年までの5年間としていますし、来年3月をめどに総合戦略を策定するよう国からの指示があります。

私は、このチャンスを生かし、我がむつ市が成功モデルとなることを望むことから、地方版総合戦略の早期策定に全力を尽くすべきと考えております。市長のお考えをお聞きいたします。

次は、ふるさと納税についてであります。ふるさと納税については、以前から積極的に取り組む事項として、一般質問や議案の質疑により活動を促す指摘をさせていただいておりました。今般政府が進める地方創生の一環として、納税の上限を2倍とすることや、ふるさと納税ワンストップ特

例制度が本年4月から始まることになり、そのことによる全国の各自治体がふるさと納税獲得合戦を始めることと予想しています。

さて、報道では今年度のふるさと納税額のトップ自治体は、長崎県平戸市の12億7,884万円でありました。これは、ポイント制を導入したことが主な要因とされ、ふるさと納税が多い自治体には獲得のための努力や工夫が感じられます。また、ふるさと納税には寄附をいただくことのほか、地域の地場産品をお礼として納税者へ送ることにより、地域の地場産品の消費に貢献することや、地域の特徴や情報をPRできる一石三鳥の効果があります。制度が大幅に緩和されるこの時期にやらないでいつやるのか、平成27年度の実施計画の力点に入っていないので、次の3点についてお伺いいたします。

まず、受け身から獲得へ、さらに関心を行動へ移すべきという考えがないのかお聞きいたします。現在も何も取り組みをしていないわけではなく、それなりに対応していると思います。それなりとは、どちらかといえば受け身の姿勢でありまして、前年度のむつ市への寄附件数が1,000件を超え、県内自治体トップでありながら、執行部はなぜトップになったのかよくわからないという感想をお持ちではないかと思えます。これらは、寄附が来るのを待っているのではなく、寄附金を多くいただくための知恵を絞り、獲得へ姿勢を変えろという考えが必要と思えます。そして、今後のふるさと納税制度は大々的にマスコミに取り上げられることになると思えますし、つまり関心を持たれる方がふえるということです。大きいことを言えば、関心を持っている全国民がお客様ということになります。関心を寄附という行動へ促す施策を積極的に行うことが地方創生の一つの行動と思えますが、いかがでしょうか。

次に、ふるさと納税の事務を担当する部署は、

企画調整課となっています。しかし、ふるさと納税制度は、まちづくりの展開や自治体の経営、ひいては地域そのものの活性化や存続を左右するほどの重要な制度と私は思っております。にもかかわらず、寄附金を活用する事業の担当部署がそれぞれの分野に分かれ、統括されていないように思われます。

獲得という意識を持って多額の寄附や事業費を集めるために、いかにして情報発信するのか、いかにして寄附したいと思わせるのか、いかに寄附していただいた方に満足してもらえるのかなどを戦略的に考えて、効果的に行動に至るとのこと、さらには自治体の顔として率先して宣伝することや、寄附者の意見に耳を傾けるなど、選ばれる自治体になるためには専門組織の設置が必要と考えますが、市長のご意見をお伺いいたします。

次に、市民体育館の早期完成は、市民の皆様と同様に市長が望んでいることと思えます。私の前に一般質問した大瀧議員も、同様の内容の発言をしております。しかしながら、財源がない、厳しい財政状況では希望に応えるのは難しいというのが現状であります。しかし、財源の見通しが立たず建設計画が延び延びになっていくのは本望ではありません。活用できると思われる全ての財源を洗い出し、早期完成へかじを切るべきと思うことから、ふるさと納税の使い道に市民体育館建設という項目を追加するよう要望いたします。

福井県勝山市は、平成22年に新体育館建設の計画策定と同時に、建設を進めるための財源を積み立てる基金を設置いたしました。平成28年度オープンを目指し着々と工事が進められているようです。そして、ふるさと納税の用途には体育館建設のためを追加し、平成23年から平成26年まで約423万円を集め、現在も継続中と聞いております。この金額は、総工費から比べれば少額かもしれませんが、頑張り次第では高額となる可能性もあり

ます。私は、やってみる価値があると思いますので、市長にこのふるさと納税に市民体育館建設費を用途として追加することを望みますが、市長のご所見をお伺いいたします。

次は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律に関する事項についてお聞きいたします。少子化が進んでいることから、文部科学省は教育委員会が小・中学校の統廃合を検討する際の指針となる手引を60年ぶりに改定いたしました。小学校で6学級以下、中学校で3学級以下の学校は統廃合の適否を速やかに検討する必要があるということがこの手引に明記されていまして、通学範囲の条件も緩和し、より遠方の学校と統廃合しやすくした内容となっている一方で、学校を存続させる場合の対応策も盛り込んでおります。

この手引は、全国の都道府県に通知されていますが、公立の小・中学校の統廃合は市教育委員会に決定権があるため、手引に強制力はありません。しかし、今後の教育行政に影響を与える内容が多いため、教育長の所見をお伺いしたく通告したものであります。

手引では、小規模校の課題として、人間関係が固定されやすい、学校行事が制限される、教職員が確保しにくいなど約40項目が列挙されております。特に1学年1学級を維持できない小・中学校については、教育上の課題が極めて大きく、統合の適否を速やかに検討する必要があると指摘し、統廃合をしやすいするため、通学基準おおむね1時間以内という内容も追加し、スクールバスなどでの通学を想定し、広範囲で統廃合できる可能性があるとしています。そして、検討するに当たっては、住民や保護者を交えた検討委員会を設置したり、アンケート調査を実施したりして地域の意向を反映させる工夫も求めています。

その一方で、地理的な事情や地域コミュニティ

の核として小規模校を残す選択も尊重される必要があると強調され、テレビ会議システムを使った他校との合同授業や小中一貫教育の導入を提案しております。

また、昨年12月に閣議決定した地方創生の総合戦略では、小規模校を残す場合の国の支援も必要とされ、それを受けた文部科学省は、小規模校向けにICTの活用や教員の増員などの財政支援を平成27年度予算案に計上すると聞いております。統廃合の検討を促す手引の改定にどのような所見をお持ちで、今後どのような対応をするのか、教育委員会委員長にお聞きいたします。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律によれば、全ての地方公共団体に総合教育会議を設置することとなっておりますが、設置条例を今定例会へ提出しない理由は何なのかお知らせを願いたいと思います。あわせて、教育に関する大綱はいつ策定されるのかもお聞きいたします。

以上、壇上での質問といたします。

○議長（山本留義） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 斉藤議員のご質問にお答えいたします。

初めに、地方版総合戦略の早期策定に向け全力を尽くすべきとのご質問であります。去る3月1日、県内の報道各社は、共同通信社による地方創生に関する首長アンケートの結果を1面で報道しております。その結果を見ますと、昨年12月に閣議決定された国の総合戦略に対し、財政支援等への期待感から8割を超える自治体が前向きに評価しているものの、およそ2割の自治体は消極的な評価にとどまっております。その一例として、地方の自主性を強調しながらも、内容は丸投げの観がする、地方が既に危機感を持って取り組んでいる事項ばかりで目新しさが無いという意見が挙げ

られておりました。

地方創生は、自治体が主体性を発揮し、柔軟な発想を駆使できる制度であります。消極的かつ批判的姿勢に徹したところで得られるものは何もありません。地方創生の幕あけは、すなわち自治体間の競争の火ぶたが切って落とされたという覚悟を持つ必要があります。

アンケートの中では、これまで積極的な戦略が示されたことはなく非常に心強い、地方発展のチャンスという政府の姿勢に期待を寄せる肯定的な意見もありました。そして、議員ご発言のとおり、本市としては地方創生を絶好の好機と捉え、私のリーダーシップのもと、職員が一丸となってアイデアを出していくことが求められ、さらにはむつ市に住む市民の皆様、そしてむつ市にゆかりのある人々、そして議員の皆様、さらには全てのむつ市を愛する人々のアイデアが求められるものと考えております。

さらに、競争社会の中で自治体に求められることはスピード感であります。先ほどの大瀧議員の一般質問の中で、平成27年度中の計画策定という答弁をさせていただきましたけれども、これは総合戦略策定に関する最低限のスピードを申し上げたものであり、私としてはできる限り来年度の早い時期に他の自治体に先んじて策定する必要があると高い危機感を持っているところであります。

次に、ふるさと納税についてのご質問の1点目、より多くのふるさと納税を集めるため積極的な施策を行ってはどうかのご質問についてお答えいたします。ふるさと納税は、各種メディアでも取り上げられた影響もあり、今や全国民が関心を持っている制度ではないかと感じております。

当市におきましても、今年度の寄附金額は2月末の時点で約2,300万円と、制度が開始されたときには想像もできないほど多くのご寄附をいただくことになっております。当市でも平成23年度か

らふるさと納税寄附者への特産品の贈呈を行っており、その成果が今年度の2,300万円もの寄附につながっていると考えますが、議員ご指摘のとおり、今後ますます激化するであろう自治体間におけるふるさと納税争奪戦において全国の皆様が当市をふるさと納税先として選ぶには、今後さらなる進化が必要であろうかと考えております。

その1つとして、むつ市議会第150回臨時会の議案審議の際にふるさと納税寄附金の寄附金額や、これにより充当される事業を明確にするための受け皿として基金を設置する方向で検討する旨斉藤議員に答弁いたしましたとおり、本定例会に上程しているふるさと納税寄附金基金条例による寄附金の使途の明確化に着手したほか、現在9品目となっている特産品を20品目程度までふやすことや、寄附者がより寄附しやすい環境を整えるためのクレジット決済の導入等についても検討しているところであります。

次に、ふるさと納税を所管する専門組織の設置についてであります。この制度の開始以降、当市では企画調整課において事務をとり行っており、平成20年度の寄附件数8件、127万円であったふるさと納税寄附額を現在の規模にまで成長させるなど、ある程度の成果を上げていることから、次年度以降も同様の体制で行うことが適当であると考えております。

しかし、平成26年度中のふるさと納税寄附額が12億円超と全国一であった長崎県平戸市が取り入れたふるさと納税ポイント制度のように、今後のふるさと納税争奪戦を勝ち抜くためには、斬新かつ寄附者が魅力を感じるような施策展開を図る必要もあろうかと考えております。ふるさと納税寄附額が数億円程度まで成長した市町村においても、担当職員をふやしたことが増額につながったということではなく、新しいアイデアで活路を見出しておりますことから、当市におきましても専

門組織を設置するのではなく、むしろさまざまなセクションに所属する職員からも、ふるさと納税についてのアイデアを拾い上げる体制をつくっていくことが必要ではないかと考えております。

次に、ふるさと納税の使途に新しい市民体育館建設を追加すべきではないかのご質問であります。平成27年度以降のふるさと納税寄附金については、本定例会において承認されることが前提ではありますが、全額を基金として積み立て、その使途を明確にすることとしております。

具体的にどの事業に充当するかは、毎年度の予算において決まることとなりますが、基金の処分に係る事業については、むつ市ふるさと納税寄附金基金条例施行規則で定めることとしております。議員ご提案の新体育館建設への充当を含めた新たな事業への充当については、その時々的重要な政策について、それがいかにむつ市の発展につながるかを明確にPRしつつ行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

ちなみに、今回新たに次年度の取り組みにおいて最重要課題となるジオパーク構想に対しても、ふるさと納税の寄附が事業充当できるように規則の整備を進めているところであります。

教育行政についてのご質問につきましては、教育委員会から答弁をさせていただきます。

○議長（山本留義） 教育長。

（遠島 進教育長登壇）

○教育長（遠島 進） 斉藤議員の教育行政についてのご質問の1点目、統廃合の検討を促す手引の改定にどのような所見をお持ちで、今後の対応をどのようにするのかについてお答えいたします。

本年1月に文部科学省が、おおよそ60年ぶりとなる公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引を策定し通知した背景には、全国的な少子化が続く中、小学校、中学校が過度に小規

模化し、教育条件への影響が出たりすることが懸念されていることや、それに伴う課題がかつてよりも一層顕在化しているとの指摘があるほか、交通機関の発達等により生活圏が拡大しているといった通学条件の変化も含めて考える必要があることから、今回の通知となったものと考えております。

改正の主な内容は、学校規模の適正化に関する基本的な考え方として、教育的な観点から、義務教育段階の学校は児童・生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、国家、社会の形成者としての基本的資質を養うことを目的としており、このため学校では単に教科等の知識や技能を習得させるだけではなく、児童・生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身につけさせることが重要であるとされており、そのためには経験年数、専門性、男女比等についてバランスのとれた教職員集団が配置されていることが望ましいものと考えられています。

そのような教育を十分に行うためには、一定規模の児童・生徒集団が確保されていることが望ましく、小学校、中学校ともに12学級以上18学級以下が標準とされています。ただし、特別な事情があるときは、この限りではないとし、さまざまな事情から学校統合によって適正規模を進めることが困難で、小規模校のまま存続させることが必要と判断される場合は、小規模校としてのメリットである一人一人の学習状況や学習内容を的確に把握でき、きめ細かな指導が行いやすい、保護者や地域と連携した効果的な指導ができるなど、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、クラスがえができずクラス同士が切磋琢磨することができない、集団学習の実施に制約が生じるなどの小規模校のデメリットの解消策や緩和策を積極的に検

討、実施する必要があるとされております。

また、学校の適正配置については、小学校でおおむね4キロメートル以内、中学校ではおおむね6キロメートル以内という従来の通学距離に加え、スクールバスなどの適切な交通手段が確保でき、かつ遠距離通学や長時間通学によるデメリットを一定程度解消できる見通しが立つということを前提とし、おおむね1時間以内という通学時間による考え方を新たに導入しております。

さらに、学校は児童・生徒の教育のための施設であるだけでなく、地域のコミュニティの核としての性格を有することが多く、防災、保育、地域の交流の場であるなどさまざまな機能をあわせ持っていることに加え、学校教育は地域の未来の担い手である子供たちを育む営みでもあり、まちづくりのあり方と密接不可分であるという性格を持っております。このことから、保護者や地域住民の十分な理解と協力を得るなど、地域とともにある学校づくりの視点を踏まえた丁寧な議論を行うことが望まれるとしております。

いずれにいたしましても、設置者においてそれぞれの地域の実情に応じた最適な学校教育のあり方や学校規模を主体的に検討することが求められておりますので、この手引は今後の統合に際しての参考となるものと考えております。

なお、今回示された手引において、統合について速やかに検討する必要があるとする目安が示されている小学校は、複式学級が存在する規模として、奥内小学校、関根小学校、正津川小学校、二枚橋小学校、脇野沢小学校の5校、クラスがえができない6学級の規模として、大湊小学校、川内小学校の2校があります。中学校については、複式学級はないものの、クラスがえができない3学級の規模の学校は、大湊中学校、近川中学校、関根中学校、川内中学校、脇野沢中学校の5校となっております。

今後の対応についてですが、教育委員会といたしましては、学校規模の適正化につきましては、さまざまな要素が絡む困難な問題ですが、あくまでも児童・生徒の教育条件の改善の観点を第一義に据え、学校教育の目的や目標をよりよく実現するために行うべきものと考えております。

これからの時代に求められる教育内容や指導方法の改善の方向性も十分勘案しつつ、現在の学級数や児童・生徒数のもとで具体的にどのような教育上の課題があるのか、また通学距離や通学時間についても機械的に適用することなく、通学路の安全確保、道路整備や交通手段の状況、気候条件等地域の実情を踏まえた適切な通学距離の設定、さらに学校は教育のための施設であるだけでなく、地域のコミュニティの核として防災、保育、地域の交流の場であることなどさまざまな機能をあわせ持っていることなどから、総合的な観点から分析を行い、保護者や地域住民と共通理解を図りながら学校統合の適否について考える必要があると考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、教育行政についてのご質問の2点目、総合教育会議設置に関する条例制定に関すること及び3点目、教育に関する大綱の策定に関することについては関連性がありますので、一括してお答えいたします。

初めに、平成27年4月1日施行となる地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律に関して、改正の概要についてご説明させていただきます。

法改正の目的は、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るものであります。

改正の概要について申し述べますと、1点目と

して、教育委員長と教育長を一本化した新教育長を設置すること、2点目として、教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化を図ること、3点目として、全ての地方公共団体に総合教育会議を設置すること、4点目として、教育に関する大綱を首長が策定することの、以上4点が今回の改正のポイントとなります。

ポイントの1点目についてですが、教育委員会の代表者である教育委員長と事務の統括者である教育長を一本化した新教育長を置くことにより迅速な危機管理体制の構築を図ることを含め、教育行政の第一義的な責任者を明確にすることができます。

ポイントの2点目については、教育長が委任された事務の管理、執行の状況について、教育委員会へ報告する義務、会議の原則公開などを規定することにより、教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化を図ることが期待されています。

ポイントの3点目、斉藤議員ご質問の総合教育会議の設置につきましては、改正法第1条の4において、全ての地方公共団体に対する設置義務が規定されております。文部科学省からの通知及び質疑応答から、会議の位置づけは地方公共団体の長と教育委員会という対等な執行機関同士の協議、調整の場であり、地方自治法上の附属機関には当たらないものであることから、条例、規則の制定は必要なく、会議の進め方等、法の規定以外の事項については総合教育会議の場で取り決めした内規的なもので足りるとの見解を得ております。

また、改正法附則第2条第1項において経過措置が規定されておまして、現に在職する教育長は、その教育委員としての任期中に限り、なお従前の例により在職することとされております。ただし、総合教育会議に関しましては、経過措置は規定されておられませんので、改正法の施行に伴い

効力が発生することとなりますことから、改正法の施行後、法律の規定に従って開催するよう調整してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

ポイントの4点目、教育に関する大綱の策定につきましては、同法第1条の3において策定が義務づけられており、策定に当たっては総合教育会議での協議が必要でありますことから、大綱の内容、策定の期日についても総合教育会議における協議の中で決定していくこととなりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 12番。

○12番（斉藤孝昭） 再質問させていただきます。先に教育委員会のほうから。

今教育長からは、総合教育会議設置の義務ということで、条例は必要ないというふうな話でありましたが、その総合教育会議は内規で規定をして運用していくのだというふうなことでもありました。では、その内規というのは、我々議会または市民の皆様公表されるべきものなのか、もし公表するとしたら、いつ公表されるのかお知らせください。

○議長（山本留義） 教育部長。

○教育部長（古川俊子） お答えいたします。

総合教育会議の内規についてでございます。内規というのはいろいろあるかと思いますが、私たちが想定している内規は要綱でございます。この要綱については、もちろん公表の義務がありますので、ホームページ等で公表させていただくつもりでございます。

総合教育会議の設置については、教育委員会だけでなく、市長が設置するということになっておりますので、基本的には市長部局が担当することになるわけですが、各自自治体の判断で教育委員会が担当してもよいこととなっております。現在庁舎内の組織改革を行っておりますので、そ

れが決定した後、4月1日以降に市長部局と教育委員会と調整のうえ、早いうちに事務局と内規を定めて、総合教育会議の準備を進めてまいりたいと思っております。

○議長（山本留義） 12番。

○12番（齊藤孝昭） 4月1日以降という話がありましたが、法律の施行日は4月1日です。では、その内規ができるまでの間はどのような対応をするのかお知らせください。

○議長（山本留義） 教育部長。

○教育部長（古川俊子） 内規ができるまでの間、どのような対応をするのかというお尋ねでございます。あくまでも施行は4月1日でございますけれども、4月1日に施行したからといって、すぐにその日からやらなければいけないというものではなく、市長の任期であるその任期中に行えばよいとされているものでございます。ただし、総合教育会議の内容は、市長と教育委員会がいろいろな教育行政を行うにおいて必要として私たちは会議を進めていきたいと思っておりますので、早いうちに内規を定めて会議の開催に向けて進んでいくものでございます。

○議長（山本留義） 12番。

○12番（齊藤孝昭） いつもそうなのですけども、施行日が決まっているのに、その施行日に向かって準備をして、用意ドンでその新しい法に従って事業を進めていく、物事を進めていくということが基本だと思いますが、常に後追いになっているという感じがします。

何で私が総合教育会議を設置するための条例を出さないのかと言った理由については、全国で設置しないところもたくさんありますが、やはり先行して条例として約束事を決めて、4月1日から一斉にその教育行政の変わったところを、一部の変更を新しい教育行政に取り組んでいくのだというふうな自治体もあるのです。そういう準備の時

間があったにもかかわらず、4月1日施行以降に早いうちに検討すると、早いうちに実施に至る検討をしますというふうなことでありますが、それでは遅いと思います。仮に4月1日以降、首長と教育委員会、教育委員会に係る権限が市長にも与えられることとなります。その間に例えば何か事件があったときにどういうふうにするのかというふうなことになるならば、1日からのこの法律の施行に準じて物事をこなしていく、処理していくというふうになると思いますが、その間は何もなかった場合、市長の権限または教育長とのやりとりはどうなるのでしょうか。

○議長（山本留義） 教育部長。

○教育部長（古川俊子） 齊藤議員がご懸念の部分は、よくこちらでも理解しているところでございますが、今庁内では組織改革を行っておりまして、その部分で、事務局がもしかすれば市長部局に移るかもしれないという要素もございます。そういう事情から、4月1日以降に速やかにその調整を図って事務局を定めて、要綱を定めてまいります。ただし、その要綱におきましても、総合教育会議の場でたたき台を示し、そして市長及び教育委員会の同意を得て、正式なもの、正式な要綱として定めますので、これらの事情をご理解いただきたいと思っております。

○議長（山本留義） 12番。

○12番（齊藤孝昭） 理解できません。役所の都合で、いいですか、役所の組織の都合で、何かあったときに、住民の皆さんにふぐあいがあったときに対応できない、対処するのに時間がかかるということはありません。そもそも組織整備は事前にもできるはずで、それを4月1日以降の組織整備、人事終わった後にやるということは行政の都合であって、市民の都合ではありません。そのところの改善を要望します。

○議長（山本留義） 齊藤議員、今要望ですよ。

12番。

○12番（齊藤孝昭） ふるさと納税についてお聞きします。

市長は、やる気は十分あって、当然今後も力強く進めていくというふうなお話でありました。再三にわたってふるさと納税については、もっと力を入れよう、もう少しコマースをしよう、PRをしよう、積極的に行動しようという話をしておりましたが、壇上でも言いましたとおり、例えば10億円の寄附がありました、お返しの贈り物はそのうちの1割ですということになれば、1億円の経済効果があるわけですね。ということを見ると、やはりこの施策は財政的な面も含めまして、地域の経済の活性化も含めて有効だろうというふうに思っております、積極的にやるというもの、今までどおりの人員または組織でやっても、果たして大丈夫なのかというふうなことを思っています。私の希望は、やはり専門的な組織が欲しいということですので、何とかそのところの検討をしていただきたいというふうに思いますが、市長、いかがでしょうか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

専門部局の設置ということでもありますけれども、まず私の認識としては齊藤議員の認識と全く一緒でございます、今回東奥日報のほうで2月26日に出た新聞記事によりますと、長崎県平戸市が12億円これで稼いでいるというお話で、それから第2位の佐賀県の玄海町、これが9億円、町でも9億円稼いでいる例があるということでもあります。我々の専らの問題が財政問題ということでもありますし、そういう意味では非常に稼ぎ頭になるような施策になるというふうなことも考えられるということであって、これからまた来年度以降しっかりやっていかなければいけないというふうな認識であります。

このたくさんもらっているところの分析を少ししますと、まずやはり特産品というものがこれ非常に多く出ている、出している、あるいは仕掛けがおもしろい、そういったところが今もらっているところのたくさんもらっている理由になっているのかなというふうなことが考えられるわけです。

ですから、我々としては、まずどこがやるか。専門的な部署でやるか、どこがやるかというよりも、そういったところのまず分析をしっかりと、できるところから始めていくということだと思っておりますし、これ寄附が多くなってきて、あるいはお土産のほうの配分とか、あるいはそういうところの負担も大きくなってくれば必然的に専門的な部署を設置せざるを得ない状況になってくるのではないかと、こういうふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 12番。

○12番（齊藤孝昭） そのとおりだと思います。ふるさと納税については、光と影という部分がありまして、光は今言ったように、寄附を高額にしてもらいたい例、悪い例は、例えばむつ市に住んでいる人が東京都に寄附してしまったということの額がふえればふえるほど市の財政を圧迫させていくというふうな負の連鎖というふうなことにつながる可能性もあります。そのところは、お互いさまということで、さまざまな調整が個人的になされると思いますが、やはりむつ市のように財政が厳しいところ、そして地域の活性化を早急にやらないとだめなところは、この施策は有効だというふうに思っていますので、ぜひ市長におかれましては、引き続き力を入れてやっていただきたいというふうに思います。

次は、地方創生についてお聞きします。壇上で市長が言われていた共同通信社からのアンケートについて少しお伺いしたいと思います。平成7年

度中の地方版総合戦略策定についてアンケートがありまして、自前で策定が可能なのか、国や民間の支援があれば策定が可能なのか、策定は難しいのかというふうな項目がありました。市長は、どれに答えたでしょうか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 国や民間の支援があれば策定可能という選択肢を選びました。

○議長（山本留義） 12番。

○12番（斉藤孝昭） 次に、政府の総合戦略についての評価は、大いに評価する、ある程度評価できる、余り評価しない、どちらとも言えない、どれに答えたでしょうか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） ある程度評価できると回答しております。その理由といたしましては、各地域が抱える課題や問題の要因はさまざまであるため、画一的な施策ではなく、各地域の特性に即した地方版総合戦略の策定推進に対しての財政的支援を考えているためというふうに記述をさせていただいております。

○議長（山本留義） 12番。

○12番（斉藤孝昭） 国の総合戦略が示した19の政策パッケージの中で、効果が期待できる項目はという問いに4項目挙げてくださいますとあったはずですが。それは、4項目何と挙げましたか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 4項目については、まず第1点が、地域産業の競争力強化、第2点目が、妊娠、出産、子育ての切れ目のない支援、第3点目が、地方都市における経済、生活圏の形成、4点目が、ふるさとづくりの推進、以上の4つを回答しております。これは、私自身がこのまち、このむつ市に必要な課題、効果を重点的に出すことが必要なものについて選択したということで理解をさせていただきたいと思います。

○議長（山本留義） 12番。

○12番（斉藤孝昭） 今の市長のお答えで、地方版総合戦略の柱はほぼそれでいくというふうなことだと思います。ただ、自前で策定は可能ではないと、やはりどこかの支援が必要だということがありましたので、地方版総合戦略というのを策定するに当たって、私は壇上で一日も早くというふうな話をしましたが、やはりそれを支援してくれる何かがないとなかなか難しいというふうなことだと思いますので、ぜひそここのところも努力をしていただきたいと思います。

次に、この地方版総合戦略の中に、これも市長壇上で言っていました、重要業績評価指標という指標を使いなさいということになっています。そこで、地方版総合戦略では実現すべき成果にかかわる数値目標を定めるとしています。ということは、指標づくりが重要なポイントの一つになると思いますから、将来のまちのあり方を含むまちのあり方をどのように想定して、どのようなところにどのように導いていくのか、まちをどのように導いていくのか、それを数値目標と定めるとするとすごく大変だと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

重要業績評価指標をどのように定めるかということでもありますけれども、これは総合的な指標ということではなくて、各施策ごとの指標になっていくということだというふうに思います。その指標が総体的に大きな目標に資するものであるというふうな形になると思いますが、今の時点では抽象的なことしか言えませんけれども、この重要業績評価指標ですが、いわゆるアウトカム指標になるように私は設定をしたいというふうに考えています。

このアウトカム指標ですけれども、国の行政機

関のほうでは、大体これは導入されています。また、むつ市の中でも一部これに基づいて行政やらせていただいている部分あると思いますが、簡単にこのアウトカム指標について解説をさせていただきますと、きょう傍聴席に女性団体の方々が多く来ています。そういった意味で、例えば女性が輝く社会をつくりたいという大きな目標を掲げたとします。そのときに、施策として女性の社会参画を促すための活動としてのセミナーを開催しますと。そのセミナーの開催が、例えば10回開催しますというのは、これはアウトカム指標ではなくて、いわゆるアウトプットの目標であります。アウトカムの指標というふうになると、こういうセミナーを毎年何回も、それこそ年に10回やって3年間で30回やった結果、例えばですけども、市内の企業の取締役の女性が3割を超えた。そこを目標にするというのがこのアウトカム指標でありますので、このまち・ひと・しごと総合戦略での重要業績評価指標の中でのアウトカム指標というのは、そういうものが求められているというふうに認識しておりますし、また私としてはそういった目標を立てて、しっかりとした計画策定をしていきたいというふうに考えております。

○議長（山本留義） 12番。

○12番（斉藤孝昭） 地方版総合戦略、国がつくった総合戦略は大ざっぱであります。地方におろしてよこすと、やはり細かくなっていくのです。今市長が言ったように、専門的な指標と言われていた数字または考え方もたくさん出てきますし、戦略をつくると、早くと言っているのは、そういう意味もあるのです。やはり議会もかかわるよという国からの指示もありますし、住民の皆さんにもわかってもらわないとだめだ。さらに、当然それを基礎として策定の基本をつくる職員の皆さんにもわかってもらわないとだめだということで、これをつくるに当たっての理解というか勉強、

または教育、一緒ですね、説明会みたいなものもきつと必要になってくると思うのです。それも全部市長が、きのう、おとといですか、開いたむつ市まち・ひと・しごと創生本部会議の中でやりとりをしていくべきだと、やりとりをきつとしていくのだなというふうに思っていますので、段取りをどうやってしていくのかも含めて早くから手をつけていくと。当然会議の回数もふえていくと思いますし、やりとりを公表しろというふうなことにもなっていきますから、やることはたくさんあるということだと思います。ぜひそのところには、市長には何とかお願いしたいなというふうに思います。

最後になりますけれども、これは市長が施政方針のときに話ししていた内容です。「生き残るのは、最も強いものではなく、最も賢いものでもなく、変化に対応できるものだけである」という話を冒頭しておりました。まさに今回の地方創生の考え方がそういうことなのだろうなど。やらなければ終わると、やるしかないということだと思います。ぜひこういう考えを平成27年度に向けて1年間一生懸命汗を流してほしいなど。それに我々も協力するつもりは十分ありますので、行政と議会が一体となっていちまちをつくらうということをお願いして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山本留義） これで、斉藤孝昭議員の質問を終わります。

ここで、昼食のため午後1時10分まで休憩いたします。

午前 11時58分 休憩

午後 1時10分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎横垣成年議員

○議長（山本留義） 次は、横垣成年議員の登壇を求めます。2番横垣成年議員。

（2番 横垣成年議員登壇）

○2番（横垣成年） 日本共産党の横垣成年です。むつ市議会第223回定例会に当たり一般質問を行います。市長を初め理事者におかれましては、前向きのご答弁、よろしく願いをいたします。

さて、政治と金の問題がマスコミをにぎわしております。西川前農水相、望月環境相、上川法相、そして安倍首相までが報じられました。企業団体献金は、政治腐敗の温床です。そして、憲法違反の政党助成金は政治腐敗を助長しております。お金で動く政治、利権で動く政治、汗をかくことなく320億円もの税金を山分けする政治をいいかげんなく政治をつくらなければなりません。富める者は富み、貧しい者はさらに貧しくなっていく格差社会を是正できるのは政治のみであります。その政治が腐敗しているのであれば、格差はますます広がるばかりであります。日本共産党は、企業団体献金、政党助成金を受け取っていない政党であります。日本は、国際ルールも守らない戦前の天皇制暗黒独裁国家から民主的憲法を持つ民主的国家になり、ことしで70年になります。さらなる民主的な国家となることを願い、質問に入ります。

質問の1点目、むつ市地球温暖化対策推進実行計画の現状と今後についてであります。この計画の現状はどのようになっているのでしょうか。議会に配布された計画、そしてむつ市のホームページ掲載の計画は、平成24年度で終わりとなっております。なぜ平成24年度で終わりとなっているのでしょうか。今後どのようにする予定なのかをお聞きいたします。

質問の2点目、むつ市の地域資源の有効活用と

独自性についてであります。地域資源の有効活用と独自性を発揮した自治体が地域振興に成功しております。青森県内では、津軽のリンゴ、南部のゴボウ、ニンニク、十三湖や小川原湖のシジミなど、地域資源の有効活用が図られている地域があります。

すぐ隣の岩手県では、さらに多くのよい例を私たちに示しております。釜石市では、森林組合を中心に地元材を使った30坪1,000万円の復興再建注文住宅を手がけました。葛巻町では、再生可能エネルギーの売電収入が5億4,000万円と言われております。岩手県は、ツキノワグマの生息数は3,000頭を超え、全国1番であります。イヌワシの生息数も全国1番、それほど豊かな雑木林を初めとした自然が保持されているということであり、サケの水揚げは、北海道に次いで2番目、河川行政においても自然の流れを妨げないような川づくりが多く見受けられます。岩手県では、川幅を広くとって、セットバック方式といいますが、護岸をしております。住民が河原で遊ぶことができます。青森県の川は、ぎりぎりに護岸するものですから、危険であり、川の近くに行くことができません。岩手県は、自然海岸を8割近く残し、全国2番目であります。青森県は4割しか残っておりません。岩手県は、杉を植えた地域の強間伐、半分を間伐するという意味であります。強間伐を進め、混交林の森づくりを進めております。青森県は、何の動きもありません。岩手県は、県を中心とした医療環境向上の取り組み、自然環境意識向上への取り組み、ペレット燃料、ペレットストーブの普及率、ごみの排出低減化、下水の普及率など、いろんな指標を比較すればするほど岩手県の取り組みのすごさに驚かされております。当然岩手県に原発はありません。原発に頼ろうという考えはみじんも見受けられません。

私は、むつ市の地域資源では、この地域に自然

に育つヒノキアスナロ、ヒバにまさるものはないと考えております。ヒバは日本三大美林、木曽ヒノキ、秋田杉、青森ヒバの一つであります。下北と津軽半島に蓄積量の8割が存在するものであります。また、独自性については、むつ市民の取り組みによって築かれてきた資源ごみのリサイクル率は青森県で2番目であります。資源ごみに対する取り組みは、むつ市の独自性の一つと考えられます。地域資源の有効活用と独自性についてのむつ市の考え方を聞きいたします。

質問の3点目、原子力についてであります。1つとして、新規制基準について、田中委員長が「私は安全だとは言っていない」と言っていることについてであります。市長は、前議会の私の「新規制基準は国が安全だと言っているから安全は担保されている基準という市長の認識でよろしいか」との質問に対し、「私は政府の方針を支持している」という答弁でありました。市長は、新規制基準は安全が担保されていると認識しているということであります。新規制基準について田中委員長が「私は安全だとは言っていない」と言っていることについての市長の認識をお聞きいたします。

原子力の2番目として、避難計画は新規制基準の範囲外についてであります。市長は、新規制基準は世界一厳しい基準であるという認識であります。アメリカでは、規制基準に避難計画の提出を義務づけております。日本の避難計画は、規制基準の範囲外であります。避難計画をつくらなくても規制基準に合格をいたします。実際川内原発、高浜原発は避難計画がなくても合格をしております。この点でもアメリカより厳しくない基準であります。避難計画が規制基準の範囲外についての市長の認識をお聞きいたします。

原子力の3番目、近川を含めた南通り地域の避難計画についてであります。同地域の避難計画の現状をお聞きいたします。地域の人は、避難計画

が遅々として進んでいない、見えていないことにいら立っております。ひとり暮らしの人、耳の聞こえない人、寝たきり、足のない人など、弱者はどのようなのでしょうか。窓を閉めていたり、車の音で防災行政無線は聞こえない、戸別受信機をつけてほしいと言っても一向につけてもらえない。六ヶ所村は、テレビ電話などを設置し、原発関連交付金でそれなりの安全対策をとっているが、むつ市は原発関連交付金を何に使っているのか、原発に対する住民の安全対策に何も使っていないのではないか、むつ市の赤字穴埋めに使っているだけではないかという市民の声があります。もっと真剣に地元の住民の不安の声に耳を傾けるべきであります。同地域の避難計画の現状をお聞きいたします。

原子力の4点目、住民が被曝しないで避難することは不可能であり、住民の最大の安全確保は原発から撤退すること以外にないことについてであります。現避難計画では、避難に要する時間は順調にいても3日前後かかるようであります。国の原子力災害対策指針の目安は、避難指示から24時間以内に30キロメートル圏外に出るとあります。また、福島原発事故を受けた国会事故調査委員会報告書によると、重大事故発生から格納容器の損傷、放射性物質の放出までに要する時間は推定3時間から8時間半となっております。現避難計画では、住民の被曝は避けられません。どんな完全な避難計画をつくっても被曝が避けられないなら、住民の命を第一とする自治体として、住民の安全を確保するためには原発から撤退する以外にはないことについての市長の認識をお聞きいたします。

原子力の5点目、ことしは水素社会の元年であり、原子力は処理できない廃棄物を出し、危険かつ時代おくれのエネルギーとなることについてであります。昨年トヨタ自動車は、約700万円の燃

料電池自動車を販売いたしました。水素を燃料とする自動車であります。ことし政府も水素ステーションのインフラ整備に努める方針を固めました。トヨタは、5,800件に及ぶ特許を無料開放し、一気に燃料電池車へのシフトを進めようとしております。トヨタは、家庭用燃料電池もつくり、現在世界トップレベルであります。今のように独占会社となっている電力会社から電気を買う必要がなくなります。水素を買えばよいのであります。原油など化石燃料すら必要なくなります。当然手に負えない廃棄物を出し、危険な原発など全く必要性はありません。ことしは水素社会の元年であり、原子力は処理できない廃棄物を出し、危険かつ時代おくれのエネルギーとなることについての市長の認識をお聞きいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（山本留義） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 横垣議員のご質問にお答えいたします。

まず、むつ市地球温暖化対策推進実行計画の現状と今後についてお答えいたします。むつ市の地球温暖化対策推進実行計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、都道府県及び市町村は事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画を策定するものとされ、むつ市においては平成20年3月にむつ市地球温暖化対策推進実行計画を策定しております。

まず、現状はどのようになっているかについてですが、むつ市地球温暖化対策推進実行計画では、温室効果ガスの一つである二酸化炭素の排出量を平成19年度を基準として平成24年度までに5%削減することを目標としてスタートいたしました。しかしながら、平成21年9月の本庁舎移転に伴い、二酸化炭素の排出量の増加が確実とな

りましたことから、平成23年度に実行計画の見直しを行い、見直し後の目標値は本庁舎からの排出量を庁舎移転後の平成22年度の排出量を基準とし、平成24年度までに2%の削減、その他の施設につきましては、当初のとおり5%を削減する計画といたしました。

実績といたしましては、本庁舎における二酸化炭素排出量は平成22年度の1,368トンに対しまして、平成24年度は1,155トンとなっており、削減率は目標の2%を上回る15.6%の削減となり、目標値を大幅に達成したものの、それ以外の施設につきましては、平成19年度の1万588トンに対しまして、平成24年度は1万251トンとなっており、削減率は3.25%にとどまり、目標の5%削減には至りませんでした。

次に、計画期間が平成24年度で終了したこと、今後の対応についてのご質問ですが、横垣議員ご承知のとおり、むつ市役所は平成22年度からエネルギーの使用の合理化に関する法律、いわゆる省エネ法による特定事業者指定されたことから、結果的に温室効果ガス、とりわけ二酸化炭素削減については継続して取り組んでおります。したがって、平成25年度以降の実行計画につきましては、国から新たに削減目標値が示されなかったことから、いまだ目標値の設定には至っておりませんでした。今後むつ市として目標値を設定し、具体的な取り組みとして既に行っている再生エネルギー等新エネルギー施設の導入を推進するとともに、設備等の更新に当たっては本庁舎執務室内の照明のLED化など、省エネ型への切りかえを積極的に進めることも実行計画に掲げてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、議員ご質問のむつ市地球温暖化対策推進実行計画及びその結果につきましては、4月をめどに市民の皆様への公表を行い、ご意見も取り入れてまいりたいと考えており

ますので、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、具体的な取り組みにつきましては、担当部長より答弁をいたします。

次に、むつ市の独自性などについてであります。議員ご承知のとおり、当市の自然的特色としては、約8万6,000ヘクタールの県内一面積の広い自治体であり、森林面積は約7万3,000ヘクタール、全面積に対し、約85%の広大な森林を有しております。また、津軽海峡、平舘海峡、陸奥湾と三方を海に囲まれ、100キロメートルに及ぶ県内一長い海岸線を有しているほか、冷涼な気候の特色もございます。この豊かな自然が当市の特色でもあり、その特色を生かした資源づくりが独自性や活性化にもつながるものと考えております。

当市の森林資源の中で、特に青森ヒバは重要であり、日本三大美林であるとともに、市の木として制定され、川内地区や大畑地区では昭和30年代までヒバの豊かな森林資源に恵まれ、伐採や搬出、製材業等により林業が基幹産業として発展してきた歴史があります。

しかしながら、国有林内での長年にわたる伐採により、近年はその資源量が減少し、市場の入荷量が激減していると伺っております。このことから、ヒバ資源をふやす取り組みが重要となっており、国有林や民有林では国や森林所有者においてヒバが植栽されておりますが、市内の国有林でのヒバの植栽面積は過去5年間で約43ヘクタール、民有林での青森県民有林造林補助事業を活用した植栽面積は、過去5年間で約89ヘクタールにとどまっております。この植栽されたヒバが伐期に達し、木材として利用できるようになるまでには長期間にわたる森林施業が不可欠であり、民有林においては県の補助事業を有効に活用することで自己負担を少しでも軽減し、継続した施業が可能になるものと考えております。このことから、市では補助事業を実施するための森林経営計画作成に

対し支援し、資源の育成に努めております。

なお、当市における森林経営計画作成に係る支援内容等とヒバの利活用につきましては、担当部長から答弁をいたします。

また、現在下北地域全体で取り組んでいるジオパーク構想におきましても、下北のヒバを重要な資源と捉えており、下北ジオパーク構想の根幹をなすものと期待しております。

日本三大美林としての価値のほか、議員もご承知のとおり青森ヒバは、ヒノキアスナロと呼ばれ、あすはヒノキになろうと未来を見据え、力強く真っすぐに成長していく象徴となっていることから、今年度の日本ジオパークへの認定は見送られたものの、あすはジオパークになろうと再び挑戦を決めた下北ジオパークのシンボリックな存在になると考えております。

また、ヒバは近年、伊勢神宮の内宮の正面玄関に当たる宇治橋に使用されるなど、その耐水性や耐久性、そして抗菌性が非常に高く評価されておりますが、木材としてのヒバだけでなく、ヒバの歴史やヒバが生育してきたことで生まれたなりわい、そして北前船の積み出し港としてもたらされた文化、風習までもがヒバによって生み出された産物と捉え、これらを一つのストーリーでつなぎ合わせることで、さらにその価値を高めるようジオパーク構想に取り入れることでも地域資源としてのヒバの有効活用につながるものと考えております。

次に、ヒバ以外の地域資源としては、林産物としてのタラの芽や木炭が生産されておりますが、川内の袈川地区農家を中心に約30年前にタラの芽の栽培方法を試行錯誤を繰り返しながらも確立し、現在ではむつ市の特産品として県内出荷額の3分の2を占めるまでになっております。

さらに、森林がもたらす恵みは林産物にとどまらず、雨や雪解け水が鉄分や栄養塩を含みながら

河川を通じて海に流れ込み、陸奥湾内では主にホタテ、ナマコ、津軽海峡では昆布、ワカメ、ウニ、アワビなどの磯根資源を育てておりますことから、市といたしましては今後ともこれらの資源の維持増大に努め、地域活性化を図ってまいりたいと考えております。

次に、原子力についてのご質問の1点目、新規規制基準について、田中委員長が「私は安全だとは言っていない」と言っていることについてお答えいたします。新規規制基準につきましては、東京電力福島第一原子力発電所の事故の反省や、国内外からの指摘を踏まえて策定されたものであり、原子力施設の設置や運転等の可否を判断するための厳格な基準であるとの認識に変わりはありません。安全性の担保ということにつきましても、エネルギー基本計画における原子力発電に伴う事故のリスクを最小限にし、万が一事故が起きた場合には、国が責任を持って対処するという方針に託すべきと考えております。

一方、田中原子力規制委員会委員長が国会や記者会見等において「安全だとは言わない」という旨の発言をしていることは承知しておりますが、同時に昨年12月17日の原子力規制委員会の記者会見の中においては、「安全ではないとも言っておりません」とも発言しています。さらに、新規規制基準に適合し、再稼働に向けた手続が進められている鹿児島県の川内原発については、第186回国会原子力問題調査特別委員会の中で、「福島のような事故を二度と繰り返さないことを目指した高いレベルの安全性を有するということが申し上げます」と発言しています。これは、原子力規制委員会の審査が新たな規制基準に適合するかどうかの審査であるということを強調するものであって、議員もご承知のとおり安全神話に陥ることなく、安全性については不断に向上を目指すべきものであるとの田中委員長の強い思いであ

ると認識しています。

原子力規制委員会においても、新規規制基準の策定に当たり絶対的な安全性が確保できるものではなく、原子力規制においては常に高いレベルの安全性を目指し続けていく必要があるとしております。この新規規制基準は、世界でも最も厳しいレベルのものと言われておりますが、この基準に適合したからといって慢心することなく、事業者には住民の安心安全のため、常により高い安全に対する意識を持ち続けていただきたいと考えております。

政府は、原子力規制委員会によって新規規制基準に適合すると認められた場合は、原発の運転、再稼働の安全性が確保されていることを確認したと考えているとしており、私といたしましても、この政府の見解を支持する立場であります。

次に、避難計画は新規規制基準の範囲外についてですが、現在国の原子力防災に関しては、原子力施設外の防災対策は内閣府が担当しております。新規規制基準適合検査は原子力規制委員会となっておりますが、避難計画及び適合審査はそれぞれの府省で十分精査されているものと認識しています。

国における避難計画の精査の仕組みについてですが、平成25年9月、内閣府が実質的な事務局である原子力防災会議において、関係自治体の避難計画作成等に関係省庁が全面的に取り組むことが決定され、原子力発電所のある東通地域を含む13地域に中央の関係省庁、原子力防災専門官、地方支分部局、道府県及び関係市町村から成るワーキンググループを設置し、国と自治体が一体となって計画の策定、充実に取り組むとの方針が打ち出されています。

各ワーキングチームは、避難計画の策定中の地域については、災害時要援護者や避難施設、移動手段、避難経路の確保などの共通課題を踏まえた

取り組みを行い、具体的な課題解決への支援を実施し、適切な時期に計画の進捗状況の確認を行うとされております。

また、避難計画がおおむね具体的なものとして充実できている地域についても、輸送手段の確保に向けた調整状況のフォローアップを行うなどして、より実効性のある避難計画になるよう支援をし、これらの活動が原子力防災会議に報告され、この結果をもとに原子力防災会議において避難計画を含めた緊急対応の実効性について確認することとされています。

このような国の取り組みを踏まえたうえで、避難計画は原子力政策を推進するうえで原子力発電所での万一の事故に備え、必要不可欠なものと考えており、現状では避難計画が新規制基準の範囲外となっていますが、私といたしましては、避難計画は政府が再稼働の判断に当たってしんしゃくすべき事項として、また自治体側は同意に当たって考慮すべき事項であると考えております。

次に、近川を含む南通り地域の避難計画についてですが、去る2月25日の原子力災害避難対策検討会において、バスの確保が困難であることや、渋滞緩和のため、南通り地域が含まれる東通原子力発電所から半径15キロメートル圏内を優先的に避難させるの方針が示されたところです。交通手段につきましては、バスまたは自家用車とすることとなりますが、避難先については現行どおり青森市内となっており、大室平地区が浅虫中学校、金谷沢地区がゆ〜さ浅虫、神山地区が古川市民センター、それ以外の今泉地区から脇野沢開拓地区まではリンクステーションホール青森となります。

南通り地域については、東通原子力発電所に近いことから、市としても優先的に避難すべき地域として認識しており、県の原子力防災訓練には地域住民に参加していただき、バスで青森市への避

難や、大湊港から海路での避難訓練をさせていただいているところであります。

また、原子力災害に限らず災害時においては、情報を市民へ迅速かつ正確に伝えることが重要なものと考えておりますことから、市では防災行政用無線、広報車、防災・かまふせメール、エリアメール、ツイッター、エフエムアジュールなどあらゆる手段を講じて繰り返し周知することとしており、ひとり暮らしや高齢者等の災害時要援護者の方々については、現在要援護者名簿を町内会長、民生委員及び消防団へ配布し、災害時には安否確認を行っていただくとともに、広域避難となった場合には逃げおくれがないよう、市職員、消防署員、消防団員等が連携し、避難対象地域の戸別訪問をすることとしております。

さらには、原子力発電所からおおむね10キロメートル圏内において早期の避難が困難である災害時要援護者や住民等が安全に避難ができるまでの間、避難のための一時集合施設を放射線防護対策を講ずるべきと国から示されたことから、東通原子力発電所からおおむね半径10キロ圏内にある広域避難の一時集合場所のうち、耐震性、対津波性能、コンクリート壁などの条件をクリアした奥内小学校の校舎多目的ホール及び多目的活動室に放射性物質除去フィルターの設置、窓枠の補強や扉の二重化などの放射性防護対策を講ずることとしております。

なお、この対策は国からの全額補助により実施するものでありますが、補助金が国の平成26年度の予算であり、緊急を要するため、本定例会において一般会計補正予算議案として追加提案する予定としております。

次に、住民が被曝しないで避難することは不可能であり、住民の最大の安全確保は原発から撤退すること以外にないのではないかということについてですが、避難計画は住民を被曝させずに安全

に避難させることを最大の目的として策定しております。県では、昨年4月、30キロメートル圏内の住民が30キロメートル圏外へ避難するのに要する時間について、段階的避難、自家用車利用率、自主避難率、人口分布、季節の5項目を加味した125パターンにも及ぶ避難時間のシミュレーション結果を公表しております。これによれば、30キロメートル圏内に居住する住民が、段階的ではあるものの、全住民が避難することを前提として、むつ市では自家用車避難率が95%、冬以外の休日、夜間の避難を要する時間として65時間10分ということが示されておりますが、交差点等による効果的な誘導の実施により、27時間20分にまで短縮できるとされております。

青森県警察本部が委員として名を連ねている原子力災害避難対策検討会の下部組織である移動対策の検討部会において、これらの解析を踏まえたうえで、有効な避難誘導について協議を重ねております。

また、避難ばかりがクローズアップされていますが、原子力災害において被曝量を軽減するために重要なのは屋内退避であると言われております。昨年5月に原子力規制委員会が公表した緊急時の被曝線量及び防護措置の効果の試算によれば、原子力発電所から半径5キロメートルから30キロメートル圏内までは放射性物質の放出前に予防的に屋内退避を中心に行うことが合理的であるとされております。また、昨年12月の日本原子力研究開発機構の安全研究センター報告会において発表された分析結果においても、半径5キロメートルから10キロメートル圏内では屋内退避と避難、10キロメートル圏外は屋内退避によって実効線量の十分な低減が見込まれるとされております。基準の厳しいとされるアメリカにおいても、原子力発電所から半径約16キロメートルの区域は、主に避難と屋内退避を実施するとしており、市の避難計画に

においても屋内退避後に避難をすることとしており、今後は屋内退避の重要性を市民の皆様にご繰り返し周知していくことが必要なものと考えております。

次に、ことしは水素社会元年の年であり、原子力は時代おくれのエネルギーになるのではないかということについてであります。水素社会の実現につきましては、エネルギー基本計画の中でも将来の二次エネルギーとして、電気、熱に加え、水素が中心的役割を担うことが期待されており、同計画に基づき国では昨年6月に水素燃料電池戦略ロードマップを取りまとめております。その中では、燃料電池や燃料自動車の活用拡大、2020年代後半をめどとした水素発電の本格的導入及び大規模な水素供給システムの確立、そして2040年ころには二酸化炭素の貯留または再生可能エネルギーを活用したトータルでの二酸化炭素を排出しない水素供給システムを目指した取り組みを進めていくこととしておりますが、一方でこうした水素利活用技術には技術面、コスト面、制度面、インフラ面等でいまだ多くの課題が存在しており、社会に広く需要されるか否かは、まさにこれからの取り組みにかかっているとしております。

また、昨年12月に経済産業省が取りまとめたエネルギー関係技術開発ロードマップにおいては、国民生活と産業活動の血脈であるエネルギーの安定的な確保は国の安全保障にとって不可欠なものであり、我が国にとって常に大きな課題であり続けているとの認識のもと、太陽光や風力、地熱等の再生可能エネルギーや原子力、高効率石炭火力発電、さらには水素製造、水素利用に至るまで、さまざまな分野にわたる技術課題を俯瞰し、短期、中期、長期の観点から、我が国のエネルギー構造に関する脆弱性の解決を図っていくための現実的かつ実現可能なエネルギー政策の方向性を示しております。

水素エネルギーは、クリーンで環境に優しいエネルギーであると理解しておりますが、先ほども申し上げましたとおり、多くの課題をクリアしなければならず、さらにはエネルギー需給の安定性を確保するためには、さまざまな形での政策を展開していく必要があると考えております。

一方で、原子力はウラン資源の埋蔵量や輸入先の政情安定度などにより十分な量を確保できることや、使用済み燃料を再処理することで純国産化可能となることから、燃料の安定供給にすぐれること、発電の過程で二酸化炭素を排出しないため温暖化対策の一つとして有望であること、また少量のウラン燃料で大きなエネルギーが取り出せるため貯蔵運搬面でもすぐれ、発電コストに占める燃料費の割合が火力等の発電方法に比べて低いことから、燃料費の高騰によるコストの上昇を避け、電気料金の安定に役立つなど、現時点においては非常に有効なエネルギーであることから、原子力がただちに時代おくれのエネルギーになるとは認識しておりませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

先ほど原子力についての答弁の中で、中野沢開拓地区を脇野沢開拓地区と申し上げました。中野沢開拓地区に訂正させていただきたいと存じます。失礼しました。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（松尾秀一） 地球温暖化対策の現状と今後の取り組みについて、市長答弁に補足いたします。

まず、市役所内の職員の取り組みといたしましては、パソコン機器等の適正利用、休憩時間の消灯や各種機器の電源を切るなど小まめな節電を行っております。また、公用車の運転の際には、不要なアイドリングをしない、急発進、急加速を避け経済速度での走行など、省エネ運転、エコドライブの励行を実施しております。

その他の取り組みといたしましては、コピーの際に両面コピーや再利用を徹底いたしております。さらには、継続的な取り組みとして、健康管理と節電対策を兼ね、毎週水曜日と金曜日にノー残業デーを実施しております。加えて平成23年度からは、青森県全体で県下一斉ノーマイカーデーを実施しており、むつ市もこの取り組みに全庁的に参加し、具体的には年に2回実施し、通勤に際しては徒歩、自転車、乗用車の相乗り、公共交通機関の利用等を職員に対して呼びかけております。

一方、市役所内の大きな取り組みといたしましては、むつ市地域新エネルギービジョンに基づき新エネルギーの導入を進めております。導入事例といたしましては、ハイブリッド車及び電気自動車を公用車として導入しております。また、太陽光発電設備を大畑中央保育所、第三田名部小学校、市役所本庁舎及び川内庁舎に設置しております。さらに、太陽光と風力を組み合わせたハイブリッド街路灯については、避難所に指定されております川内、大畑及び脇野沢地区などの公共施設にも設置しております。

次に、新年度につきましては、先ほどの市長答弁においても申し上げましたとおり、本庁舎執務室内の照明のLED化を新年度予算案に計上するなど、一定の取り組みを行っております。したがって、市といたしましては、今後ともむつ市地球温暖化対策推進実行計画に基づき、地球温暖化の防止に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 経済部長。

○経済部長（浜田一之） 森林経営計画作成に係る支援内容等とヒバの利活用について、市長答弁に補足説明いたします。

まず、青森県森林資源統計書によりますと、当市の私有林面積1万4,918ヘクタールのうちヒバ

林の面積は235ヘクタールとなっております。このヒバを含めた森林施業に対する補助事業には、市長答弁にもありましたとおり、青森県民有林野造林補助事業があり、植栽、下刈り、除伐及び間伐等のそれぞれの施業が補助対象となり、植栽から育成、伐採といった一連のサイクルに支援できる事業であります。

植栽に関しましては、地ごしらえ、植栽、播種等を含む標準経費が青森県により設定されており、森林経営計画等が策定された森林地内で植栽をすることなどが交付の条件となっております。

この森林経営計画は、5年を1期として森林施業の計画を定めたもので、平成25年度末でむつ市の民有林のうち、むつ地区では364ヘクタール、川内地区では794ヘクタール、合計1,158ヘクタールについて作成され、認定しているところであります。

市では、森林経営計画の作成に対し、助言、指導及び認定のほか、計画作成主体である下北地方森林組合に対し、森林整備地域活動支援交付金を交付し、森林経営計画の作成が促進されるよう支援に努めているところであります。

次に、ヒバの利活用についてであります。ヒバを活用した実例として、大畑木材工芸センターでは指定管理者である大畑ヒバ工芸研究会が大畑産のヒバを活用したまな板、しゃもじ、風呂用すのこ、風呂用椅子、コップなどを生産し、東京都内の専門店や生協などで販売しており、好評を博しています。さらに、地域内で開催される各種イベントにおいても展示即売、木工体験などを行い、ヒバを通してむつ市のPRに大いに貢献しています。

また、薬研地区にあります東北森林管理局の大畑ヒバ施業実験林は、80年以上にわたり日本のヒバ研究の中心的フィールドとして施業法の研究や各種試験が行われ、その成果は現在の日本のヒバ

天然林施業に活かされています。そのヒバ施業実験林が接する薬研溪流沿いの旧森林鉄道跡は、現在は遊歩道として活用され、ヒバ林のリラクゼーション効果を実感しながらの散策は、観光客に人気のプログラムとなっております。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） 独自性について、ちょっと再質問させていただきます。

むつ市のリサイクル率、県内で2番目なのです。これを私は壇上で、むつ市をPRできる大変すばらしい取り組みだなというふうで紹介させていただいたのですが、ここをもっとむつ市で力を入れて、独自性としてこの部分をもっと伸ばすような取り組みをしてほしいのですが、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（松尾秀一） お答えいたします。

横垣議員からお褒めの言葉をいただいたわけですが、むつ市の場合には最近の数値では25.9%のリサイクル率というふうなことで、市部ではもう10年来ずっと1位でございます。前回の統計値では24.6%でございますので、このことについては当然新聞等でも報道されておりますので、むつ市の取り組みとしては確かに自慢できる部分でありますので、今後機会を捉えまして、広報等をしてまいりたいというふう考えております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） それでは、原子力のほうに移りたいと思います。

原子力のまず1番目のところで、田中委員長が、私は安全だとは言っていない、いや、安全でないとも言っていない、そういう市長の答弁がありました。この安全という点について、私はやっぱり原子力行政はちょっと無責任ではないかなと思

っております。結局安倍首相は、規制基準に合格したから再稼働を進めるといふ、規制基準合格イコール安全ということでもあります。市長もそういう立場だということでもあります。田中委員長は、規制基準に合格したからといって安全とは言わないということで、この安全という点ではどちらも責任をとろうとしていないのが現状であるということで、市長としてはこの点について、国は安全という点でもっと責任をとれというふうなことで抗議をする考えはないかどうかお聞きいたします。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

先ほど済みません、非常に丁寧にお答えさせていただいたので、ちょっと中身わかりにくかったと思いますので、もう少し簡潔に答弁させていただきましても、まず田中委員長が申し上げているのは、安全だとは言っていないということと同時に、安全ではないとも言っていないというふうに言っています。さらに言えば、川内原発が再稼働をするという文脈の中では、福島のような事故を二度と繰り返さないことを目指した高いレベルの安全性を有するということが申し上げることができるといふように田中委員長は言っているということでもあります。ですから、そういったことを踏まえて再稼働の判断に国が踏み込んだのではないかというふうに考えておりますし、私もそういった政府の見解を支持する立場であると、こういうことは繰り返し申し上げているとおりでございます。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） この点について、新潟県の柏崎市長は、やはり原子力発電所の安全確保はあくまでも国の責任であるということ国にしっかり申し入れていきたいというふうな議論で答弁しておりました。そういう意味で、やはりむつ市長

もこういう形でぜひとも国に機会があれば物を申していただきたいなというふうな思っております。

そして、次の再質問であります。避難計画に今の規制基準は責任を持っていないわけですね。そういう意味では、国と原子力規制委員会が責任を持って避難計画をつくるようにすべきということ国に物を申す、抗議をする考えはないかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

国に抗議というか、我々としては、まずこの避難計画を策定する主体が原子力規制委員会ではない、これは内閣府になっているわけですから、内閣府のほうと協力しながら、住民の皆様が安心して暮らせるような避難計画をつくっていくという立場であるということはお理解いただきたいと思います。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） この点に関して柏崎市長のほうでは、アメリカのほうでは避難計画は規制基準に入っているというところをしっかりと議会でその旨述べながらも、市長も同様に述べておられますが、やはり柏崎市長のほうは、「万一の場合に住民が安全に避難できないということになれば、この規制の基準が不十分ということであり、規制委員会としての原発の安全確保という役割を果たせないのではないかというふうな思っております。そこまで責任を持った仕事をしなければ何のための審査であるかと言わざるを得ないというふうな思っている」というふうな議論でこのように率直に述べておられます。そういう意味では、柏崎市長は、この旨も国に何らかの機会があれば物を申すという立場でありますので、ぜひむつ市長もそういう立場で、そういう意味ではまだまだこの規制基準というのは不十分なところがあるという前提

で国のほうに物を申しただけならばというふうに思っております。

それと、近川を含めた南通り地域の避難計画がありますが、壇上でも私言いましたけれども、いろいろ屋内退避できるように奥内小学校をそういう建物に措置するというのは大変前向きで、すごくいい答弁であります。住民の方が非常に切望しているのが、やっぱり防災行政無線が聞こえないということなのです、何かあった場合。やっぱりこれをただちに戸別受信機にかえてほしいという声はかなり強い。これについて市長の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 全ての分野でそうでありませうけれども、私といたしましては、そういった声をしっかりと受けとめて行政をやっていきたいという思いがありますので、さまざまな機会を通じて、そういう声があるということで把握した場合には、しっかりと対応させていただくことになると思います。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） あと5分ぐらいであります。

原子力は4番目、被曝しないで避難することが不可能であれば、もうやっぱり原発から撤退するしかないということですが、壇上でも述べましたけれども、事故調査委員会では8時間半以内に避難するべきだというふうな考え方を示しております。そういう意味では、27時間ですか、むつ市の今避難計画では、これでもまだまだ時間がかかるということで、8時間以内に避難できるような形で、ぜひともこういう避難計画は物を申しただけならばというふうに思います。

最後、水素社会の元年についてであります。市長のほうはコストだとかインフラとかというまだまだ乗り越えなくてはいけない課題がたくさんあるというふうにおっしゃいましたが、今2020年

に東京オリンピックが開催されますが、これに向けて東京都の舛添知事は、建設する選手村は水素で電力などを賄う水素タウンとして整理するのだそうです。ですから、もう2020年、5年です、体育館の建設も5年ということですが、まさに5年でそういう村をつくるというスピードで今進められようとしておりますので、コスト面とかそういうインフラとかというのは、もう間もなく解決される。

それと、コストという点では、岩谷産業さんが、今もう最先端をいっております。どういう形で価格を決定したかということ、もう価格も公表して、1キログラム当たり1,100円、税別ですけれども、こういう形で販売を今現在するというのを発表しております。これは、1キログラム当たり1,100円というのはどういう意味かということ、ハイブリッド車の燃費と対抗する価格だということで設定したそうです。ということですから、コスト面でもこういう形でもう進んでおりますので、市長、ウィンドウズ95も発表されてもう20年たって、こんな薄い、1万円か2万円で買えるような時代になった。当時は30万円、40万円、50万円。車もそういう意味では、今700万円ですけれども、10年もたたないで、200万円、300万円の時代。そういう形になるという時代になっておりますから、やっぱり原発というのはまさにリスクが大き過ぎる。やっぱりそういうのにしがみつような市政から脱却すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

水素社会元年だということで、安倍政権がこれもしっかり動かそうということでやられているというのは私は承知しています。一方で、水素に関するエネルギー供給をしている施設あるいは今盛んにテレビで放映されているような水素自動車が、いや、それでは果たして今むつ市の中で1台

でも走っているのですかという、これはまだ走っていないわけです。この点を昨年6月に発表された水素燃料電池戦略協議会の水素燃料電池戦略ロードマップというところを確認すると、この水素に対してこれが発電事業用水素発電の本格導入というところは、これは2030年からということになっているわけであり、そういった意味においては現実的な、今現時点でのエネルギー問題について解決するというところまでには至っていないというのが私の認識でありますし、先ほど答弁の中で、原子力の有用性ということをする申し上げさせていただきましたけれども、今現時点においてはそのような形で電力について考えるということが正しいのではないかと、いうふうに認識しております。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） 以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山本留義） これで、横垣成年議員の質問を終わります。

ここで、午後2時20分まで暫時休憩いたします。

午後 2時10分 休憩

午後 2時20分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎濱田栄子議員

○議長（山本留義） 次は、濱田栄子議員の登壇を求めます。13番濱田栄子議員。

（13番 濱田栄子議員登壇）

○13番（濱田栄子） 新生むつの濱田栄子でございます。むつ市議会第223回定例会におきまして、通告に従い2項目について質問いたします。

まず最初に、国際交流について3点お伺いいた

します。むつ市とワシントン州ポートエンジェルズ市が姉妹都市を結んだのは、20年前であります。日本の安全神話が大きく揺らぎ始めた阪神・淡路大震災と地下鉄サリン事件のあった年です。当時ポートエンジェルズ市の国際交流協会のデイビット・ベントレー会長とサージェント市長が率いる一行がむつ市を訪れ、姉妹都市を締結したと記憶にあります。ことしで20周年を迎えるに当たり、どのような企画がなされているのか、また今後の交流の進め方についてお伺いいたします。

2点目は、漁業、林業などの産業交流についてお伺いいたします。ポートエンジェルズ市は、豊かな森と海に面した美しいまちと聞き及んでおります。人口の違いはありますが、むつ市の環境とよく似ている地域であると思われれます。

今ヨーロッパやアメリカでは、日本食ブームが起こっております。魚の消費量もよりふえることが予想されます。水産業や林業など、産業交流と情報交換など、異文化体験は1次産業に従事する若い方たちにとってもとてもよい刺激になると思われれます。このことについて、市長の考えをお伺いいたします。

国際交流の3点目の質問に入ります。地域の英語力強化のため、ペニンシュラ・カレッジの夏休み期間を利用し、むつ市に分校を開校できないかお伺いいたします。先般2月1日、台湾から女子高生96名が研修旅行でむつ市を訪れました。1日だけの滞在でしたが、木工体験をした下北自然の家では、理事長先生が英語で歓迎のスピーチをされ、とても頼もしく思いました。また、夜の食事会では、宮下市長も英語と中国語で歓迎のスピーチをされ、こちらもとても頼もしく安堵したところでございます。

台湾の高校生たちは、皆母国語と同じレベルの英会話の能力が身につけておりました。イカす大畑カダル団の協力により、夜は歓迎のライトアッ

プがなされ、心は通じたものと思われませんが、地元高校生を含めた一般市民のコミュニケーション能力の向上が必要と感じました。今後海外からの観光客は、ますます増加すると思われま。姉妹都市の関係を活用し、地域全体の英語力、コミュニケーション能力を強化するべきと思いますが、市長の考えをお伺いいたします。

2項目め、漁業問題について2点お伺いいたします。1点目は、太平洋東部海区における沿岸漁業と沖合漁業の操業ラインについてお伺いいたします。この質問は、平成18年3月、むつ市議会第187回定例会において杉山市長に、平成24年6月、第212回定例会において前宮下市長に質問いたしております。今回の質問で3度目になります。当初私もこの問題を大きく捉えることができませんでした。けれども、漁師さんたちからさまざまな話を聞き、これは地域の経済にかかわる大きな問題であると認識するようになりました。よって、新宮下市長に3度目の質問をさせていただきます。もう過去の議事録を十分ご認識のことと思っておりますので、簡潔に質問いたします。

青森県太平洋海域東部海区には、沖合底びき網漁業、岩手県側よりは沿岸より5海里、尻屋崎周辺には1.4海里、そして大中型まき網漁業は沿岸より3海里の操業禁止ラインが引かれております。尻屋崎沖合1.4海里の操業ラインは、東通地区のみならず、むつ市は大畑、関根地区の沿岸漁業にも大きく影響を与えるものと思われま。新市長は、この操業ラインについて、安全かつ平等であると思われるかお伺いいたします。

漁業問題の2点目、大畑地区のさけ・ますふ化場の建設計画の見通しについてお伺いいたします。平成27年度より2カ年の計画で市場の建設が予定されております。漁業者の皆様は、衛生管理の行き届いた市場ができることを心待ちにいたしております。一日も早い完成をお願いいたします。

また、さけ・ますふ化場も老朽化しており、建設は喫緊の課題であります。前市長よりの申し送り事業の一つであり、その後の建設計画の見通しはどのようになっているのかお伺いいたします。

漁業問題2点の質問は、地域の資源をふやすという観点から質問いたしました。昨今産業の6次化の取り組みが課題となっておりますが、1億円から2億円程度であれば1社で生産、加工、製造、販売と6次化は容易にできるものと思われま、市長が今一番望む大幅な雇用の場の創出については、1次産業による大量の資源の生産、2次産業による新たな付加価値を見出した商品開発、そして3次産業による販売戦略と地域内での分担された6次化が必要と思われま。このことを踏まえ、漁業問題2点についてご答弁をお願いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（山本留義） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 濱田議員のご質問にお答えいたします。

まず、国際交流についてのご質問の1点目、ポートエンジェルズ市との姉妹都市盟約締結20周年を記念するイベント等についてであります。当市とポートエンジェルズ市とのつながりは、ポートエンジェルズ市に拠点を置くロゴス・ミュージカルが平成2年に当市で公演を行ったことで始まり、平成7年に両市において姉妹都市の盟約締結を行って以来今日まで、行政、民間、教育機関と幅広い分野において交流を深めてまいりました。ことしは、姉妹都市の盟約締結から20年という節目の年を迎えることから、5月にはポートエンジェルズ市のダン市長を初めとする訪問団を当市にお迎えし、記念セレモニーを行う予定となっております。

訪問団には、ペニンシュラ国際交流協会のタッ

ド会長や、ポートエンジェルス高校の生徒の皆様も名を連ねており、当市においても田名部高等学校やむつ国際交流協会などからご協力をいただきながら、市を挙げての歓迎セレモニーを検討しているほか、毎年行っているジュニア大使派遣事業においても、20周年を意識した取り組みを行うこととしております。

次に、漁業や林業など、産業分野での交流機運の醸成を図ることについてであります。姉妹都市として交流を深めて20年がたつものの、当市の中心産業である漁業や林業など、1次産業分野での交流につきましては、まずはこういった分野で誰が交流を担っていくのか、そしてそのことによって両市がどのように発展していくのかなど、交流の具体的な内容について研究していく必要があると考えております。そして、今後の両市のきずなをさらに強め、互いに発展していくために、5月の記念セレモニーにおいてポートエンジェルス市のダン市長とも必要なことについて議論を深めていきたいと考えております。

次に、英語力強化のためにペニンシュラ・カレッジの先生をお迎えし、むつ市に分校を開校してはどうかのご質問であります。語学力、とりわけ英語力の強化のために教育委員会ではALTの招聘などの取り組みを行っているところですが、まずは地域の方々ももっと英語になれ親む風土づくりが重要と考えております。つまり、いきなりアメリカの大学教授をお招きして語学セミナーを開催するというのではなく、市民の皆様が日常的に英語に触れる機会をふやしていくことが重要であると考えます。

小・中学校においては、学問としての英語のほかにコミュニケーションツールである言語の中の一つであることを意識した教育も行っておりますが、さらに市の国際交流推進員やALTのネイティブスピーカーなどの生きた英語を活用し、市民

の皆様が英語を耳にする機会をふやすことも必要であろうかと考えております。まずは、地域にいらっしゃる方々のご協力をいただきながら、地域の英語力向上を目指す必要があると考えますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、漁業問題についてのご質問の1点目、東部海区における沿岸漁業と沖合漁業の操業ラインは安全かつ平等であると思われるかについてお答えいたします。このご質問については、むつ市議会第187回定例会、第204回定例会、第212回定例会においても同様の答弁を申し上げておりますが、当該海域は日本海側からの対馬海流、太平洋の黒潮、北からの親潮が複雑に交差し、イワシ、サバ、ブリ、スルメイカ等の好漁場であることから、沖合底びき網漁業及び大中小型まき網漁業、沿岸漁業が競合しながら操業している現状であります。

沖合底びき網漁業及び大中小型まき網漁業では、対象魚種を選択することなく幼魚まで混獲することから漁業資源の枯渇にもつながりかねないこと、さらに狭い海域での競合は危険が伴うと伺っております。これらの問題を改善するために、現在の操業禁止ラインのもとで沿岸漁業者、沖合漁業者協議のうえ、操業区域の一部で操業自粛期間を設けるなどの対策も講じられているところで

す。操業禁止ラインの設定については、沖合漁業と沿岸漁業双方の利害と、さらには陸揚げ地や販売先での取扱量の増減により、水産物流通や地域経済全体への影響も懸念されるため、非常にデリケートな問題であり、基本的には沿岸漁業者と沖合漁業者の合意によって決定されるべきものと認識いたしております。

農林水産大臣許可漁業の一斉更新は5年ごととなっておりますが、沿岸漁業者から操業禁止ラインの改善要望があることから、国では沖合漁業者

と沿岸漁業者双方が合意した事項においては、その都度見直しを行うとの見解を示しております。

むつ下北の沿岸漁業者は、資源の減少、価格の低迷、燃油の高騰など厳しい環境にあり、水産加工業者にとりましても、原料の確保に苦慮していることなどの現状を考えますと、操業禁止ライン見直しは地元産業に密接にかかわる重要な案件であるとの認識はいたしております。沿岸漁業と沖合漁業との共存共栄が図られ、安全が保障された操業海域のすみ分けの実現に向けて、当該海域に漁場を有する東通村とも連絡を密にし、関係機関に要望してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、大畑地区のさけ・ますふ化場の建設計画の見直しについてお答えいたします。現在の畑町葉色山地区にありますさけ・ますふ化場は、畑町漁業協同組合が昭和50年に整備し、運営を行ってきており、沿岸漁業の資源安定化に寄与しているところであります。一方で年数経過による施設の老朽化のため機能低下が著しく、またここ数年の豪雪などにより安定的な種苗生産への影響が危惧される現状でもあります。このような現状の中、畑町漁業協同組合では、平成24年に県及び関係団体を含めた組織を設立し、新たな施設整備のための協議を行ってきており、平成25年には建設予定地の選定を行い、平成26年には市が補助するむつ市畑町沿岸漁業振興対策事業を活用し、建設予定地として選定した畑町喜和田川地区でのボーリング調査を実施したところであります。しかしながら、水質試験において鉄分が水質基準を超過していること及び連続揚水試験において計画ふ化数を満たす水量確保が難しい結果となったところです。

この結果を受けて、畑町漁業協同組合では、今後の整備について新たな建設予定地の選定を含めて、県及び関係機関と協議を続けているところ

であり、市といたしましても、引き続き支援を行っていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 13番。

○13番（濱田栄子） 先に順不同ではありますが、漁業問題から聞きます。

むつ市議会第187回定例会と第212回定例会で質問しておりますけれども、杉山市長の答弁は、古い話になりますけれども、5海里までは沖出しするべきだというご答弁をいただきました。その後進展しないままに亡くなりました。前宮下市長からも、やはり近隣市町村と関係を取りながら、漁業者が安定的に安心して操業できるような形に持っていきたいというご答弁をいただきました。また、進まないうちに亡くなりました。きょうは、私市長には、この認識をしていただきたいという思いで質問いたしました。きょうあすすぐに解決してほしいという気持ちではございません。

ただ、大きく雇用をつくっていく、雇用の場をつくっていくと考えたときは、やはり大きな、先ほども申し上げましたとおり、資源が必要でございます。これ平成9年にTAC制度というのが設けられまして、それまではトロール、まき網はサバ、イワシが対象魚だったのですが、近年からイカもそのTAC、漁獲量の中に入るようになりました。そのことがこれまでのイカ一本釣り漁業に大きく影響を与えてきているわけですが、漁獲量も少なくなり、漁業者も少なくなったのですけれども、ではそのままいいかということではございませんので、いろいろ最初は尻屋崎沖ゼ口海里という時点もありました。そして1海里、そして1.4海里と徐々に改善されている部分もありますので、地方創生、地方に潤沢に資源が行き渡るような施策をとっていただきたいと思っておりますので、市長、その辺のところをもう一度。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

操業ラインの件ですけれども、やはりこれは沿岸漁業と、それから沖合漁業との共存共栄が図られること、まずそれが第1点であるというふうに考えています。また、安全が保障された操業海域のすみ分け、こういうことも大事であろうというふうに思いますので、東通村を初め、その関係機関と連絡を密にしながら、関係団体への要望を働きかけていきたいというふうに考えて、改めて申し上げさせていただきたいと思います。

○議長（山本留義） 13番。

○13番（濱田栄子） 漁業問題は、これで終わります。ふ化場については、また新たな地区の選定ということですので、速やかに進めていただきたいと思います。

それから、国際交流のほうですが、ことし20周年ということで、ことしの会長、タッド・プライス氏は日系人でございます。20年ほど前に、当時高校生たちが向こうでお世話になったときは、お母さんの母国ということで、大変生徒さんたちがお世話になったと聞き及んでおりますので、何とかお返しをしていただきたいなと思います。

それから、こちらのほうとしても、十分歓迎のおもてなしをしたいということでしたので、それは20周年の記念に対しては、これでよろしいかと思えます。

産業交流ですけれども、向こうでもサーモンはとれるというお話は聞いておりますけれども、私もどういふ漁法でやっているのか、それからこちらより進んでいるのか、おくらしているのか、実は私もわかりません。ですから、やはり市長、きょうのさまざまな議員さんたちのご答弁の中で、やっぱり水産業を中心とした1次産業を活発にしながら地方創生を狙っていきたいというふうなお話になりましたけれども、継続して発展している漁業者には若い後継者がいます。例えば大畑地域

であれば、定置網3カ統ありますけれども、若い方たち、後継者ありますので、やっぱりその地域の中のことだけでなく、海外の研修というのもとても勉強に、視野を広める意味で勉強になるのではないかなと思います。そして、こちらがもし進んでいるのであれば、こちらの技術を伝えていくということも、国際交流、一方的にこちらだけがお世話になるのではなくて、こちらの持っているものは向こうにも伝えるという気持ちがやっぱり国際交流ではないかなと思いますので。例えば産業のパンフレット等を、もちろん英語版ですよ、そういうのをつくって交流の、最初はお互いを知り合うということから始めてみたらどうでしょう。その件に関してお答えください。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

交流をするに当たって、産業のパンフレットをつくってお互い知り合うところから始めたらどうかというようなご質問であったかと思えます。私最初の答弁の中で、こういうふうに申し上げさせていただきました。1次産業分野での交流につきましては、まずどういった分野で誰が交流を担っていくのか、そしてそのことによって両市がどのように発展していくのかということ、その具体的な内容について研究をする必要があると。それについて、今般ポートエンジェルズ市からダン市長を初め使節団が来ると、こういうことになっておりますので、そういったことも含めて、今後交流ができることは何かということをもまずは膝詰めというか、しっかりとそういう場でお話し合いをしていって、芽があるものについては今後進めていくということになろうかと思えます。

そういった中で、議員がご指摘いただいたとおり、こちらのほうが向こうよりも先進的な事例があれば、向こうから来ていただけるでしょうし、あるいは向こうのほうが先進的な事例があれば、

こちらから行くということもあるということは一般論としては言えるというふうに私も理解しています。

○議長（山本留義） 13番。

○13番（濱田栄子） ありがとうございます。

私これ国際交流のみにこの資料を使うという思いはありません。これを一つつくっておけば、ジオパークにも活躍できます。ですから、さまざまな場面で日本語版と英語版のガイドが必要ではないかなと思っておりますので。ただ短観的な見方をするのではなくて、総合的な形の中でつくって、誰にでも活用できるような、そういう産業のパンフも必要ではないかなと思って今申し上げましたので、そのところは市長、頭が賢い方ですので、すぐわかると思います。よろしいです。

それから、林業についてですけれども、先ほどすごく林業について、ヒバの植栽等も、数字を前の議員さんのほうでお聞きしましたけれども、アメリカも1920年代後半から30年代ですか、ニューディール政策ですか、それは賛否両論ありますけれども、林業についてはやはりここで多くの雇用を、森林の整備に多くの雇用を投入しているという一つの策があります。ですから、現場の確認もそうですけれども、やはり異文化体験、歴史を学ぶ、何もそれをそのままこちらでまねをするというわけでもありません。いい部分は今の時代でも使えるのではないかなというふうなことで、やっぱり交流について何とか若い方たちも視野を広められるような形に持って行っていただきたいなと思います。

あとほとんど市長の考えと同じですけれども、地域の英語力について、今市長、どのようにお考えですか。高校生の方を含めて。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 市内の英語力についてという質問でありますけれども、この問題について

は、私は高校生と触れ合う機会ですとか、あるいは高校の英語の授業に行く機会ですとか、そういったことがまだございませんし、なかなかこの場でお答えできるほどの知見を有しているということではございません。ただ一方で、今の現状の英語力、これは我々市は小・中学校の担当をしておりますから、その点については教育委員会から答弁をさせていただきます。

○議長（山本留義） 教育長。

○教育長（遠島 進） むつ市の高校生の英語力というお尋ねでございましたけれども、今高校にかかわらず、小学校、中学校で英語の教育についての改革というのが随分進んでおります。今までの知識型から活用型へということでコミュニケーションを重視する。その一環として平成23年から小学校の5、6年生から外国語活動を始めると。そして、この外国語活動を始めている中で、むつ市だけではありませんけれども、小学校6年生からアンケートをとりますと、英語の授業が好きだというような子供が72%、それから英語を使えるようにもっともっと勉強したいというのが91.5%ということで、大変効果が出ているということから、今度はこれを小学校3年、4年にまでおろしていく。ただ、それは2020年からでございますが、そのような計画が今進んでいます。そして、今外国語活動をやっている小学校5、6年生は、中学校と同じ教科化をしていくということでございます。週3こまぐらいというようなことでございますか。

それから、高校のほうはちょっとわからないのですが、2020年から中学校では、英語の授業を全て英語でやりなさいと、オールイングリッシュということで、これについては2020年からやるということですが、2020年からいきなりやりますよということではなくて、今からもう既に中学校等でそういうような授業が始まっていますの

で、このような形で教育を受けてきた子供たちの英語力というのは、これまでに比べて随分アップしているのではないかと、高校生もそのようなことで見ていただければというふうに思います。

以上でございます。

○議長（山本留義） 13番。

○13番（濱田栄子） ありがとうございます。今むつ市が進めているのはジオパーク構想、それはただ単なる知識の積み重ねではなくて、やはりでき得るならば観光に生かし、地域の経済を活性化しようという一つのもくろみがあります。そして、県は今インバウンドということで、台湾からの誘客を何とか下北にもということで頑張ってくれています。そういうふうに総合的に考えた場合、この地域は、確かに私たちの地域は素晴らしい地域でございます。でも日本全国、日本は島国ですので、山と海はどこにでもあります。何で勝っていくかということ、やっぱり対応力ではないかなと思います。この地域に行けば言葉が通じるのだと。日本人がハワイを好きなのは、ハワイに行けば日本語が通じると。やはり言葉が通じるということは、すごく強みではないかなと思います。

先ほど市長もおっしゃいましたけれども、やっぱり地域の国際交流協会とも連携しながら、私たちおばちゃんたちの英語力も少し上げていきたいと思えます。やはり学校のほうも今教育長、教育の課程の中でどんどん英語力が変わってきていると、英語の教育が変わってきているということで、そちらにももちろん期待いたします。でも全体的に上げていくとなったときに、市長でしたら、先ほどの答弁以外に何かいい方法はありますか。考えつきませんか。お答えください。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

今市では、国際交流推進員が一生懸命頑張っていて、さまざまな英会話教室をやっていた

だいていますし、また市の学校の中ではALTの先生方が英語の授業を楽しく本場の英語でやっていたらと、こういうふうに認識しております。まずはそういった取り組みで今後どうやっていくかということを考えていくことがまず第1点だと思いますし、先ほど濱田議員からの問題意識でありました英語での対応力をしっかりと身につけるといことは、これはオリンピックを迎えるに当たっての恐らく日本全体の課題であるというふうに認識しておりますので、そういう濱田議員のような認識を一人一人が持ってまずは取り組むということが必要なのではないかとというふうに思っております。

○議長（山本留義） 13番。

○13番（濱田栄子） 認識は、多分皆さん同じではないかなと思いますので、これからの市の知恵を絞って向上していくようお願いしたいなと思えます。子供たちにだけといっても、やっぱり地域全体がそういう雰囲気になっていかないと、なかなか向上するものではありませんので、私も含めて一緒に努力していきたいなと思っております。

いろいろお話を聞きますと、地域の中にも語学の堪能な方、たくさんいらっしゃいます。そういう方たちからも協力をいただきながら、地域は地域で国際交流協会等を活用しながら、レベルを上げていきたいなと思えますので、市のほうは市のほうで、また教育長さんは学校のほうでいろんなご努力をお願いします。

市長もいろんな形で、やっぱりパンフレット等はとても大事だと思いますので、その辺のところで見直しをお願いしたいと思います。

これで一般質問を終わります。

○議長（山本留義） これで、濱田栄子議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（山本留義） 以上で本日の日程は全部終わりました。

なお、明3月7日及び8日は休日のため休会とし、3月9日は佐々木隆徳議員、菊池光弘議員、石田勝弘議員、工藤孝夫議員の一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 2時56分 散会